

吉野川市第4次男女共同参画基本計画

【素案】

令和5年 10 月

吉野川市

はじめに
(市長挨拶)

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 男女共同参画社会における本計画の位置付け.....	1
第2章 計画策定の社会的背景.....	2
1 国際的な動向.....	2
2 国の動向.....	3
3 県の動向.....	5
第3章 計画の概要.....	6
1 他計画との整合.....	6
2 計画の期間.....	7
3 計画の策定方法.....	7
第4章 本市の現状.....	8
1 公的資料からみる本市の現状.....	8
2 アンケート調査結果の概要.....	15
3 第3次計画における数値目標に対する現状値.....	30
第5章 計画の基本的な考え方.....	31
1 基本理念と基本目標.....	31
2 施策の体系.....	33
第6章 主要課題と取組内容.....	34
基本目標Ⅰ 固定的性別役割分担を解消し、男女共同参画社会を実現しよう.....	34
1 人権尊重と、男女共同参画社会の形成のための意識づくり.....	34
2 男女平等の視点に立った学習機会の充実.....	36
3 女性活躍推進の環境づくり.....	38
基本目標Ⅱ 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう.....	40
4 働き方改革の推進.....	40
5 男女共同参画を進める環境の推進.....	42
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくろう.....	44

6	あらゆる暴力の根絶(DV防止市町村基本計画).....	44
7	生涯を通じた心身の充実.....	46
8	安心できる福祉の環境づくり.....	48
9	男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり.....	50
第7章 計画の推進.....		52
1	庁内推進体制の強化.....	52
2	参画と協働による推進.....	52
3	計画の進行管理.....	52
4	数値目標.....	53

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、2007(平成19)年3月に「吉野川市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて歩み始めました。

2019(平成31)年3月には「吉野川市第3次男女共同参画基本計画」(以下「第3次計画」と言う。)を策定し、2019(平成31)年度から2023(令和5)年度までの5年間を計画期間として、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。

この度、第3次計画の計画期間満了に伴い、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間を計画期間とする「吉野川市第4次男女共同参画基本計画」(以下「本計画」と言う。)を策定します。

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、より一層積極的に展開するために、「吉野川市男女共同参画推進条例」の理念を具現化し、男女共同参画の推進に関する具体的な取組を示すものです。

また、本計画は、国及び徳島県の男女共同参画に関する計画を考慮するとともに、関連する本市の計画との整合性に配慮した上で、第3次計画における取組の点検・評価結果をはじめ、社会情勢の変化や2022(令和4)年11月に実施したアンケート調査結果等に基づく市の現状を踏まえ、より実効性のある計画として策定します。

2 男女共同参画社会における本計画の位置付け

本計画は、「吉野川市男女共同参画推進条例」の考え方及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画(市町村男女共同参画計画)であり、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに具体的事業等を示すものです。

女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」と言う。)」に基づく市町村推進計画として位置付けます。また、生命と人権に関わる項目や、女性に対するあらゆる暴力の根絶等に関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」と言う。)」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

第2章 計画策定の社会的背景

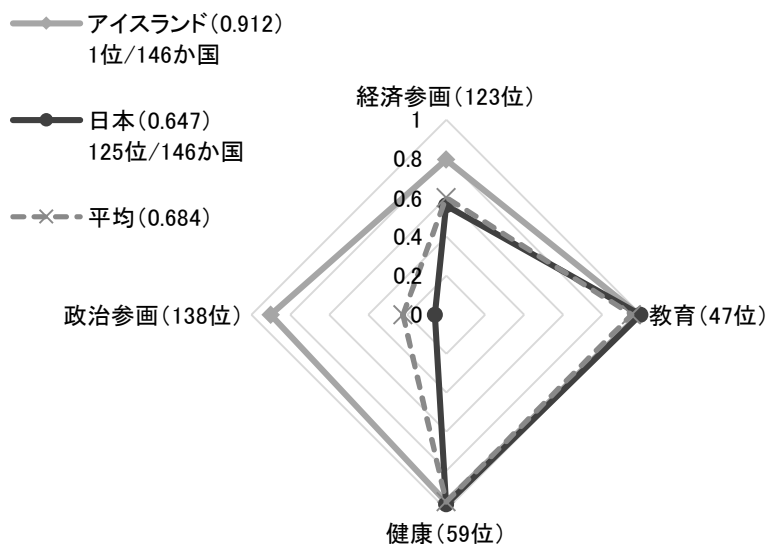
1 国際的な動向

第3次計画策定以降における、男女共同参画を取り巻く国際的な動きをみると、2022(令和4)年の第66回国連婦人の地位委員会では、ジェンダー平等の推進に関する国際社会の取組を評価するとともに今後の課題について議論され、特に防災分野におけるジェンダー平等や女性のエンパワーメントについて取組を強化することが求められました。

一方で、我が国は、2023年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数^注」で146か国中125位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低く、過去最低の順位となっています。過去の指数の推移をみても我が国は常に低い順位に位置しており、政治分野では138位、経済分野では123位と男女の格差が大きくなっています。

第3次計画策定時の2018(平成30)年の同順位は、149か国中110位という結果であり、依然として低水準にあります。

【ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較】



【ジェンダー・ギャップ指数(2023) 主な国の順位】

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
↓		
6	ドイツ	0.815
↓		
15	イギリス	0.792
↓		
20	南アフリカ	0.787
↓		
30	カナダ	0.770
↓		
40	フランス	0.756
↓		
43	アメリカ	0.748
↓		
57	ブラジル	0.726
↓		
79	イタリア	0.705
↓		
87	インドネシア	0.697
↓		
105	韓国	0.680
↓		
107	中国	0.678
↓		
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643
↓		
146	アフガニスタン	0.405

2 国の動向

2-1 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、2000(平成12)年に策定した「第1次男女共同参画基本計画」から改訂を経て、2020(令和2)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。

第4次計画の期間中、人口減少及び未婚化の進行や人生100年時代の到来によるライフスタイルの変化、コロナ禍における女性の抱える困難の顕在化等、対応すべき課題の顕在化が進みました。そうした社会状況を踏まえ、第5次計画では次の4つの目指すべき社会像を掲げています。

【第5次計画における目指すべき社会】

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 SDGsの達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会

2-2 女性活躍の推進

2015(平成27)年9月に施行された「女性活躍推進法」では3つの基本原則が掲げられており、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。2020(令和2)年には改正が行われ、国や地方公共団体に加え、労働者が101人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出が義務付けられました。

【女性活躍推進の3つの基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

また、2018(平成30)年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30法律第28号)」が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や目標を定める等、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

2-3 子育て支援の推進

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に男女ともに離職することなく働き続けることができる雇用環境を整備するため、1992(平成4)年に育児・介護休業法が施行されました。その後、さらなるワーク・ライフ・バランスの推進を目指して改正が重ねられており、2017(平成29)年の改正では育児休業期間の最長2歳までの延長、育児休業給付の支給期間の延長、事業者に対して、休業の取得対象となる労働者への制度の周知に努めること等が規定されました。2021(令和3)年からは子の看護休暇や介護休暇の時間単位での取得が可能となり、2022(令和4)年からは男性の育児休業の取得促進や育児・介護休業取得の条件緩和、事業主に対する育児・介護休業を取得しやすい環境整備を義務付けるなど、男女双方にとって働きやすい環境の整備が推進されています。

2-4 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

DV防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。2023(令和5)年には、加害者が被害者へ接近することを禁止する「保護命令」の要件として、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力も対象とするよう改正されました。

また、令和元(2019)年6月に児童虐待防止法等の一部改正法が成立し、その中で、DV防止法も一部改正され、配偶者暴力相談支援センターと相互に連携すべき関係機関として、児童相談所が明確化されることとなりました。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)は2013(平成25)年7月に改正され、ストーカー行為(つきまとい等を繰り返すこと)の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。その後、2017(平成29)年にはSNSを利用したメッセージの送信等が規制対象となり、2021(令和3)年にはGPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等が規制対象として加えられるなど、ストーカー被害の多様化に応じて改正が行われています。

2-5 防災計画等における男女共同参画の視点

国においては、2020(令和2)年に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、地域の災害対応力強化に向けて地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項が示されました。

また、国の「防災基本計画」においては、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭等へ配慮することなど、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。さらに、第5次男女共同参画基本計画においても、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないように、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画を進めることとされています。

2-6 困難な問題を抱える女性への支援

女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることがコロナ禍により顕在化し、女性に対する支援強化が喫緊の課題として認識されるなか、2022(令和4)年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立しました。

この法律は、日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを目的としています。性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目指しています。

3 県の動向

徳島県では、「男女共同参画立県とくしま」の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、2019(令和元)年に「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画(第4次)～」を策定しました。この計画が2022(令和4)年度で終期となることから、徳島県独自の施策も取り入れた、より実効性の高い計画として、これまでの成果と課題を踏まえながら「徳島県男女共同参画基本計画(第5次)(仮称)」の策定が進められています。

【徳島県男女共同参画基本計画(第5次)計画の体系】

公表され次第掲載します。

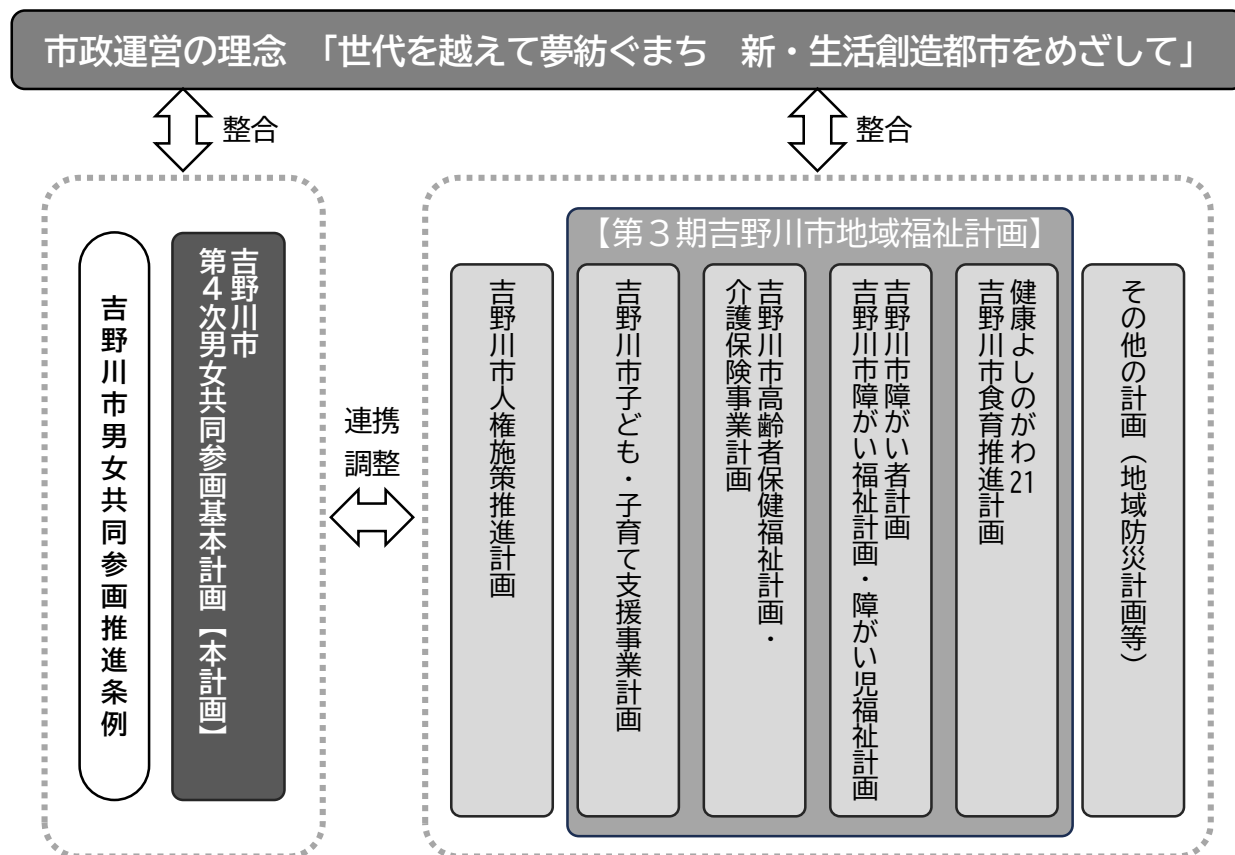
第3章 計画の概要

1 他計画との整合

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、国や県の男女共同参画基本計画、本市の市政運営の理念及び条例や関連他計画との整合に配慮して策定するとともに、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として、また「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

根拠法	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会基本法 ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
国	<ul style="list-style-type: none"> ●第5次男女共同参画基本計画 ●女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ●徳島県男女共同参画推進条例 ●徳島県男女共同参画基本計画(第5次)(仮称) ●配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画

【計画の位置付け】



2 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から 2028(令和 10)年度までの5年間です。

3 計画の策定方法

計画の策定にあたり、本市在住の 18 歳以上の市民及び本市所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

男女共同参画に関する市民意識調査					
調査対象者	吉野川市内にお住まいの 18 歳以上男女の住民から無作為抽出				
調査数	1,000 名				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送	295 件	計 363 件	回収率	36.3%
	WEB	68 件			
男女共同参画に関する事業所アンケート調査					
調査対象者	吉野川市内に所在の事業所				
調査数	200 事業所				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送	54 件	計 61 件	回収率	30.5%
	WEB	7 件			
男女共同参画に関する中学生アンケート調査					
調査対象者	吉野川市立中学校に通う中学 2 年生				
調査数	280 名				
調査方法	学校配付、学校回収				
調査票回収数	253 件			回収率	90.4%

また、学識経験者・NPO事業者・各種団体等から構成される「吉野川市男女共同参画推進委員会」に諮問し、専門的見地から意見をいただくとともに、パブリックコメント(市民意見公募)を実施し、計画への意見を市民から幅広く聴取する予定です。

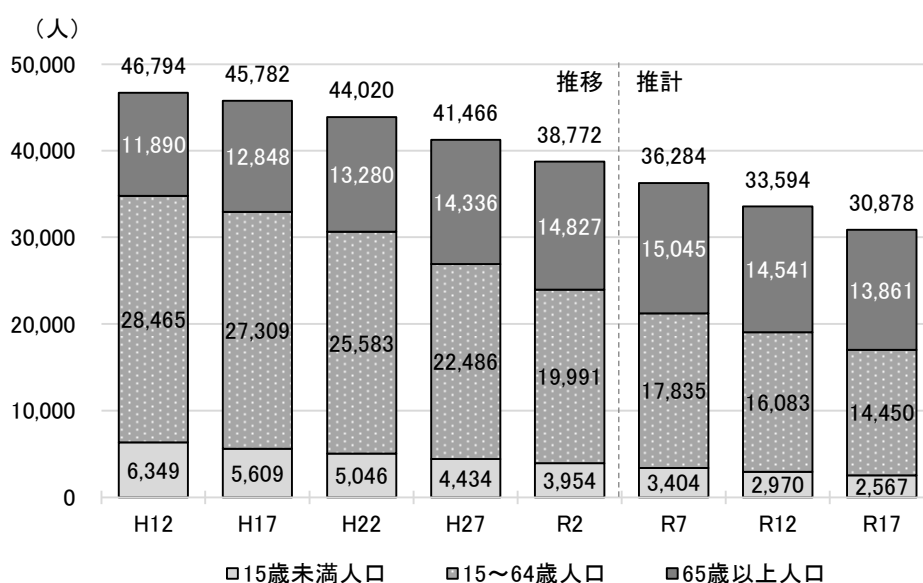
第4章 本市の現状

1 公的資料からみる本市の現状

1-1 人口・世帯数の動き

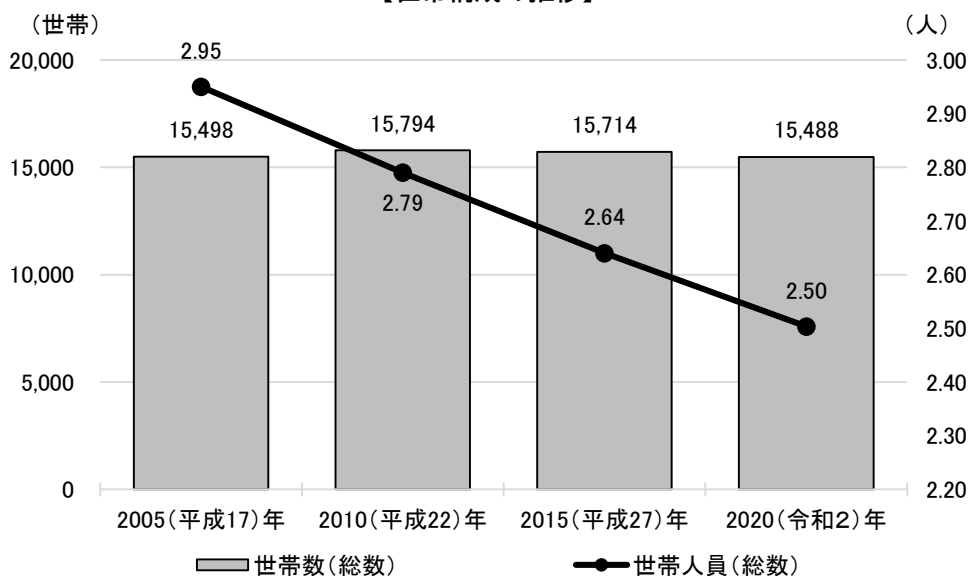
本市の人口は、2020(令和2)年の国勢調査では 38,772 人と、2015(平成 27)年の 41,466 人から約 2,694 人減少しています。世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は減少傾向にあり、小家族化が進行しています。

【人口の推移と推計】



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【世帯構成の推移】



資料：総務省「国勢調査」

1-2 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を大きく上回り、マイナスで推移しています。

転入と転出からみる「社会動態」については、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向が継続しています。

2021(令和3)年では、自然動態がマイナス424人、社会動態がマイナス196人、合計620人の人口減少となっています。

【人口動態】

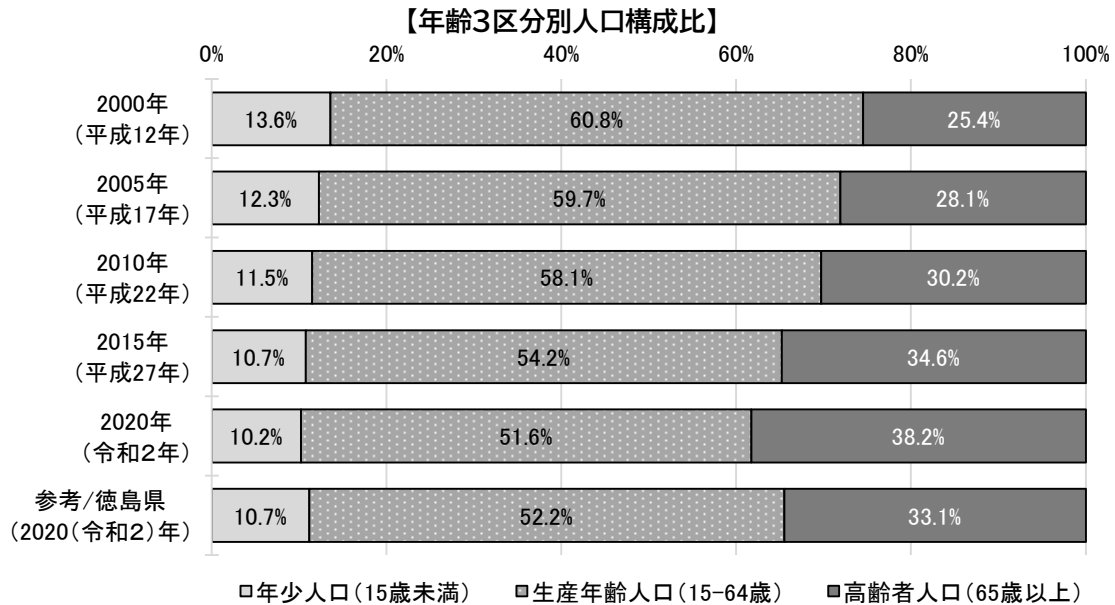
	自然動態			社会動態		人口動態	
	出生数	死亡者数		転入	転出		
2017(平成29)年	252	636	-384	816	1030	-214	-598
2018(平成30)年	232	624	-392	964	1081	-117	-509
2019(令和元)年	201	673	-472	943	1047	-104	-576
2020(令和2)年	221	609	-388	793	993	-200	-588
2021(令和3)年	186	610	-424	891	1087	-196	-620

資料：自然動態：保管統計表(厚生労働省)、
社会動態：住民基本台帳人口移動報告(各年1月から12月分の移動状況)

1-3 年齢別人口構成

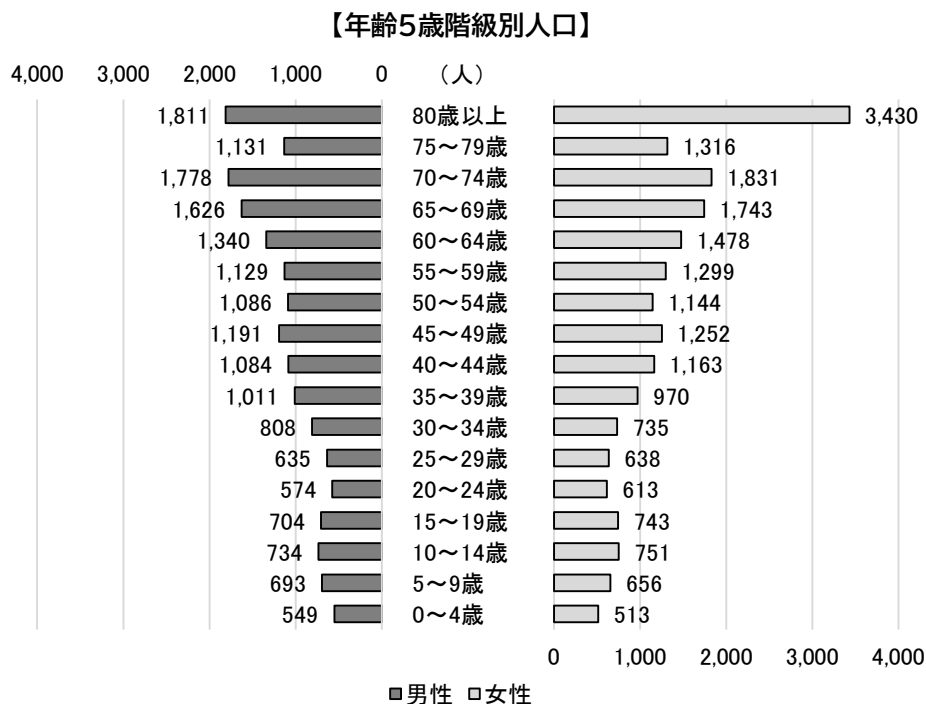
年齢別の人口構成比をみると、2020(令和2)年では年少人口(15歳未満)は10.2%、生産年齢人口(15~64歳)は51.6%、高齢者人口(65歳以上=高齢化率)は38.2%となっており、高齢化率は徳島県の平均を上回っています。

高齢化率が増加傾向にある一方で、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料:総務省「国勢調査」

さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に年齢層が上がるにつれて人口が多くなっていく傾向がみられます。また、80歳以上では女性の人口が男性を大きく上回り、大きな差がみられます。

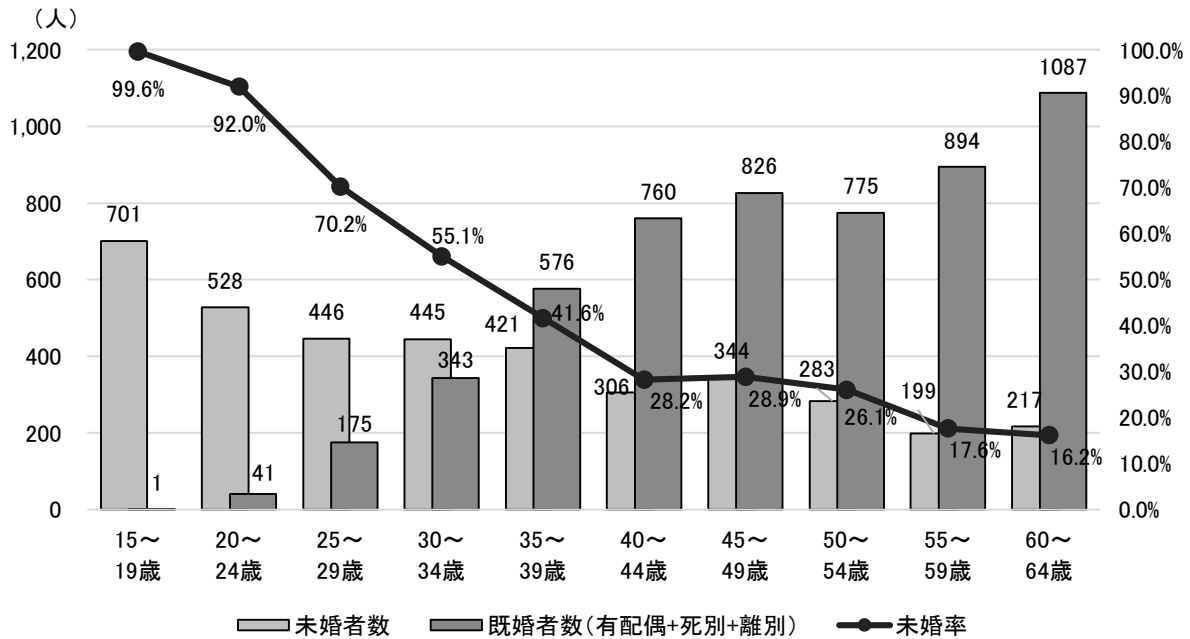


資料:総務省「国勢調査」(2020(令和2)年)

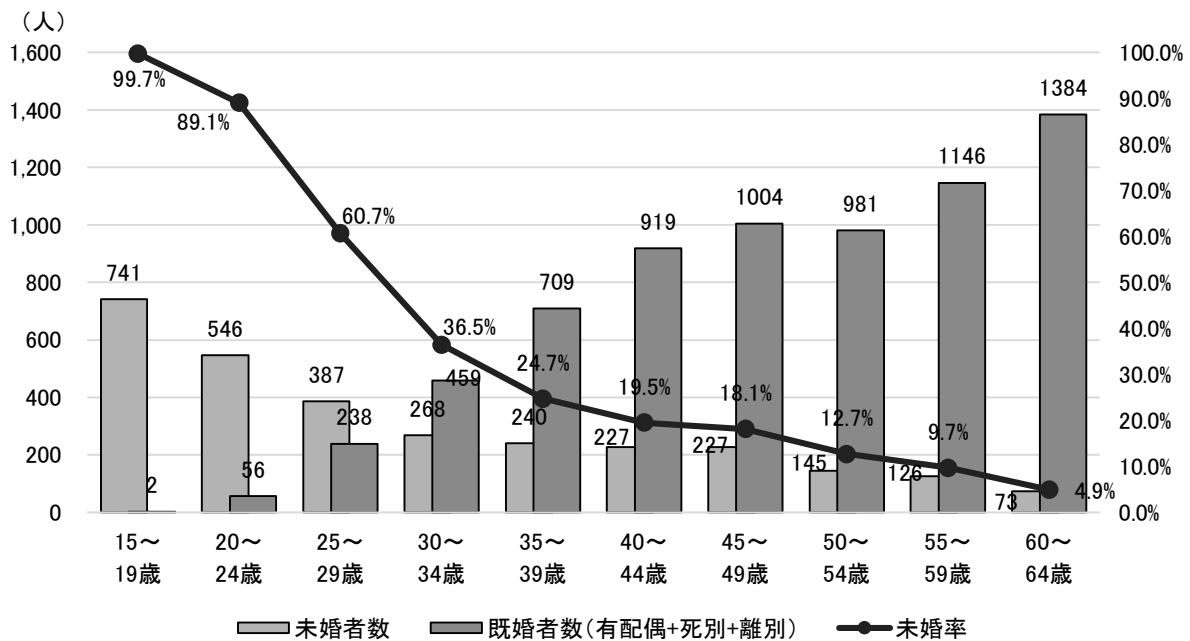
1-4 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年代別にみると、男性の場合、30代前半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を上回っており、男性よりも婚姻年齢が低くなっています。

【年齢別未既婚者数と未婚率：男性】



【年齢別未既婚者数と未婚率：女性】



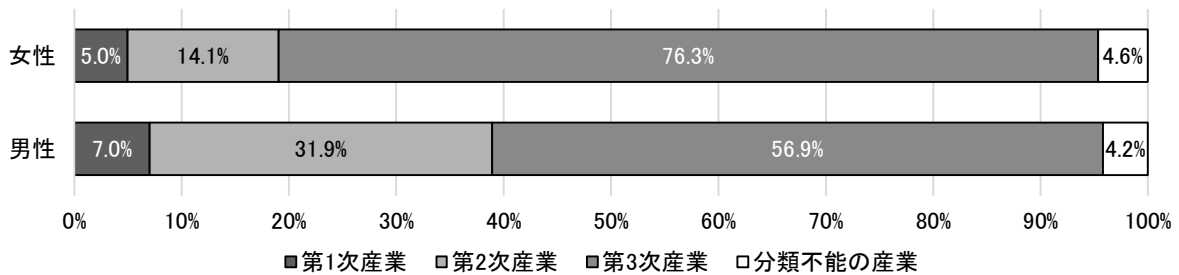
資料：総務省「国勢調査」(2020(令和2)年)

1-5 就業構造

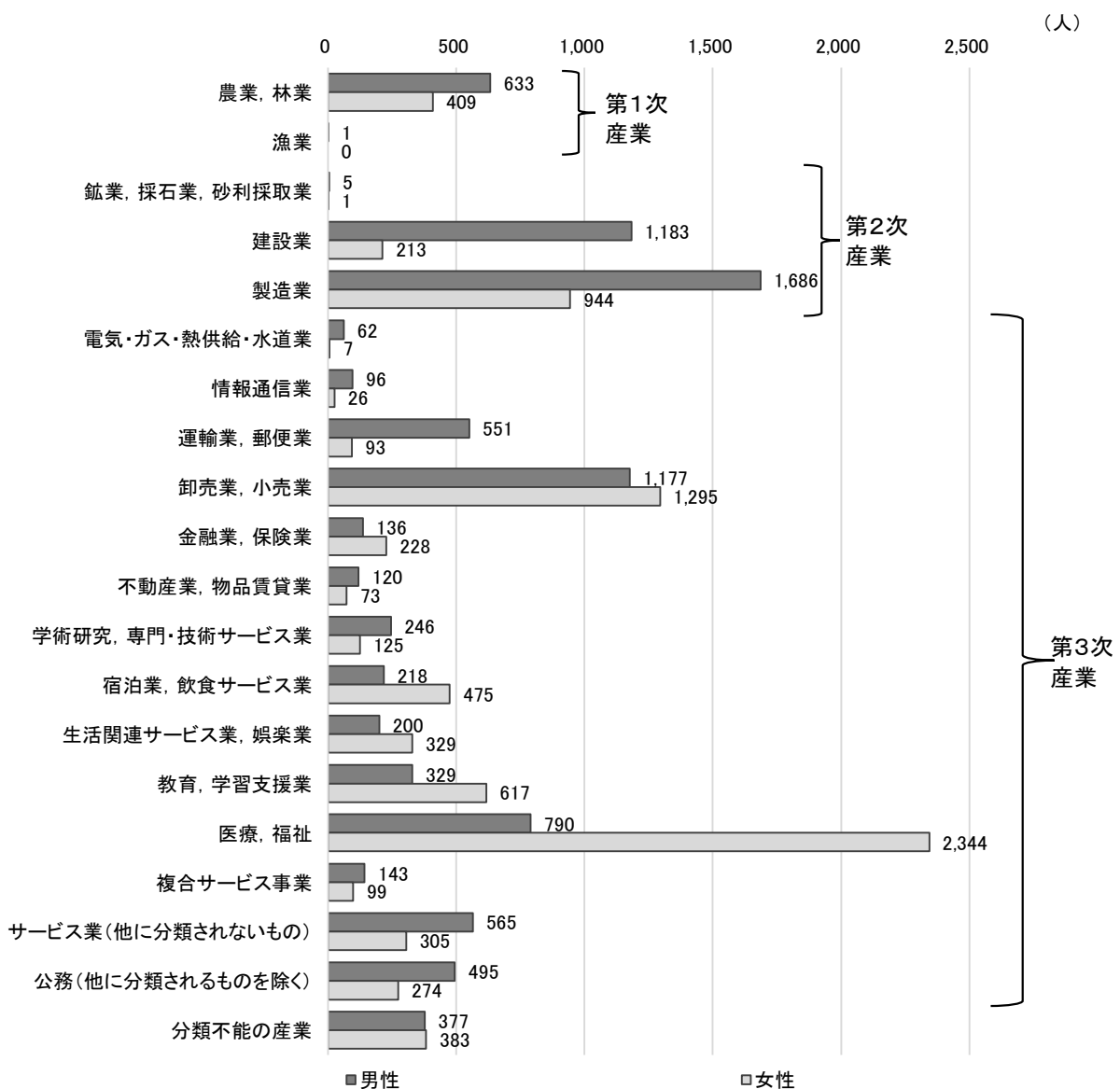
本市の産業別就業者構成比を男女別にみると、2020(令和2)年時点では女性の7割以上が第3次産業に従事しており、男性と比較して大きな差がみられます。

また、産業大分類別でみると、女性は「医療・福祉」の就業者が最も多く、男性は「製造業」の就業者が最も多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

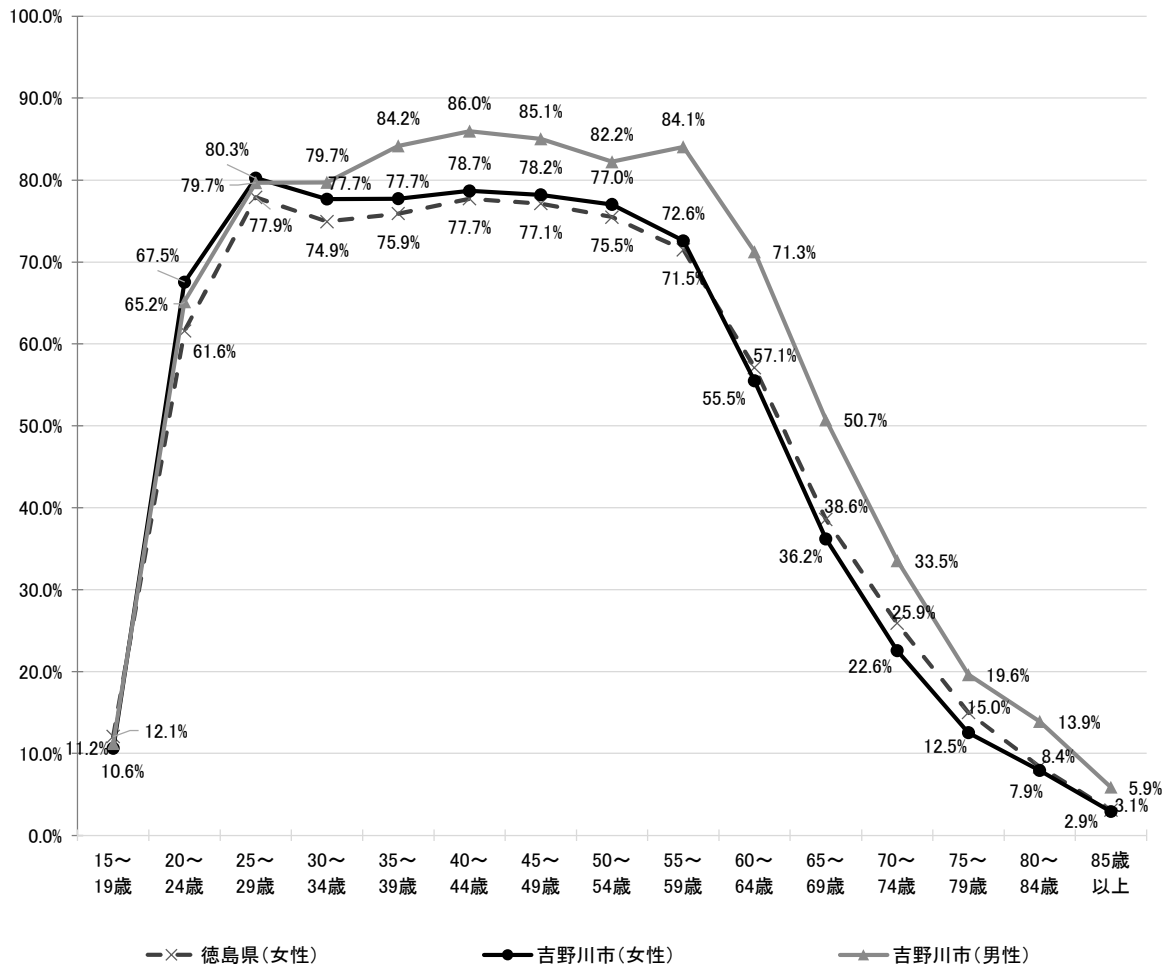


資料:総務省「国勢調査」(2020(令和2)年)

1-6 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の深さは浅くなっていますが、男性と比べると差がみられます。また、徳島県の平均に比べ、20～59歳の女性の就業率は各年齢層ともに高くなっています。

【年齢別就業率(労働力人口比率)】

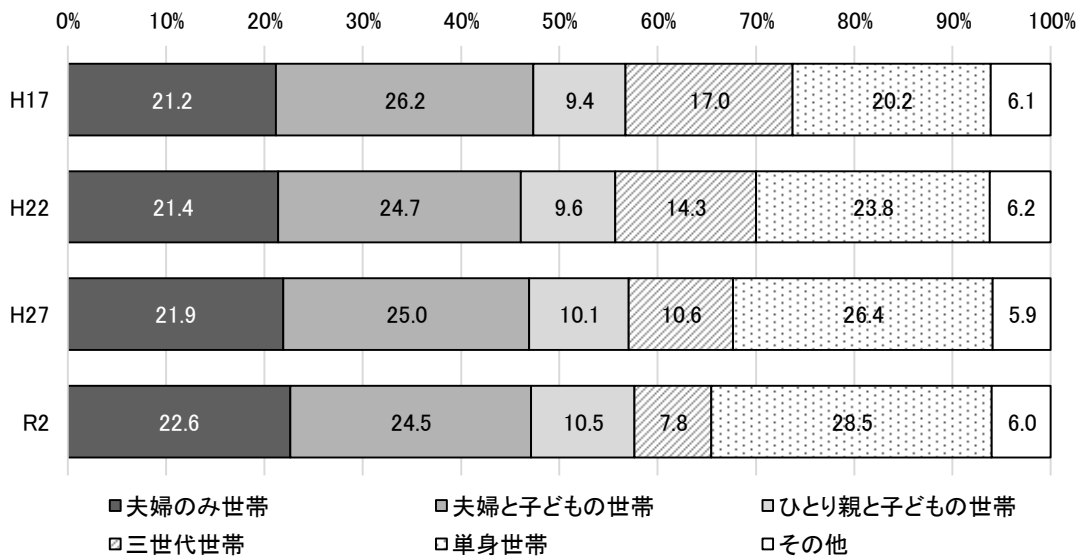


資料: 総務省「国勢調査」(2020(令和2)年)

1-7 世帯構成

世帯構成について、2005(平成17)年から2020(令和2)年までの推移で見ると、「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあり、「夫婦と子どもの世帯」は2005(平成17)年と比較して減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】

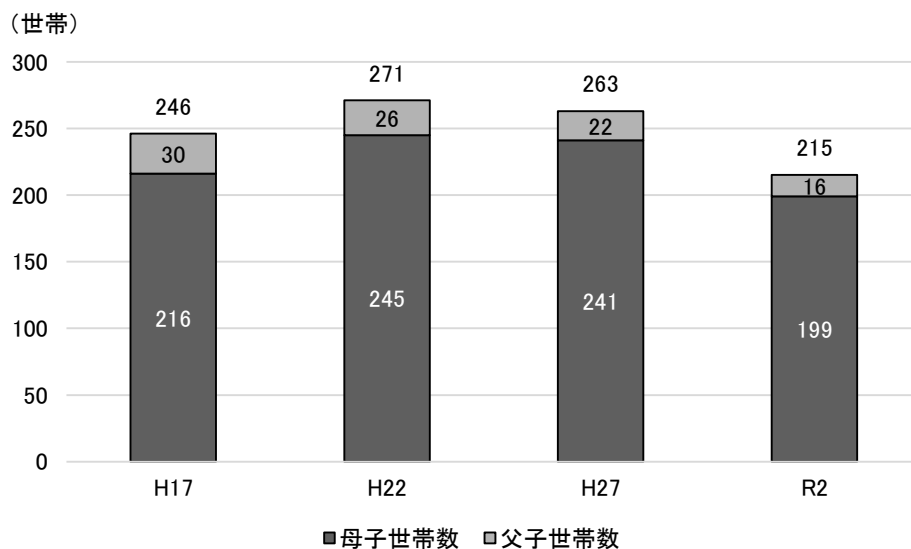


資料:総務省「国勢調査」

1-8 ひとり親家庭

本市のひとり親家庭については、2020(令和2)年で215世帯となっており、2015(平成27)年の263世帯から減少しています。また、その大半は母子世帯が占めています。

【ひとり親家庭の状況】



資料:総務省「国勢調査」

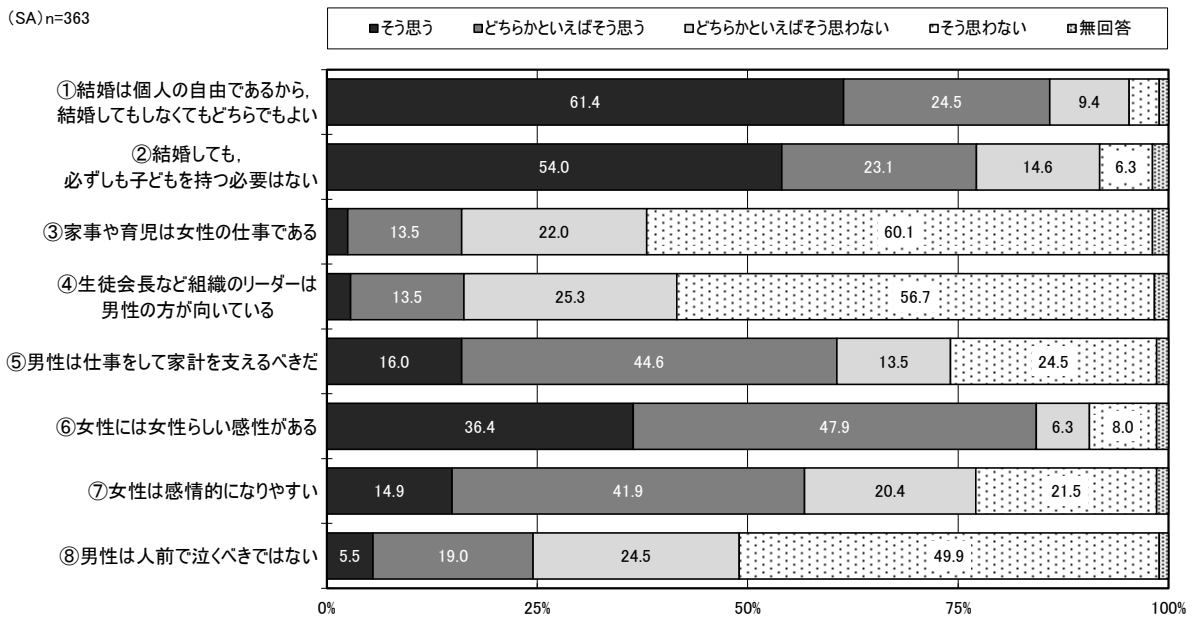
2 アンケート調査結果の概要

2-1 男女共同参画の意識

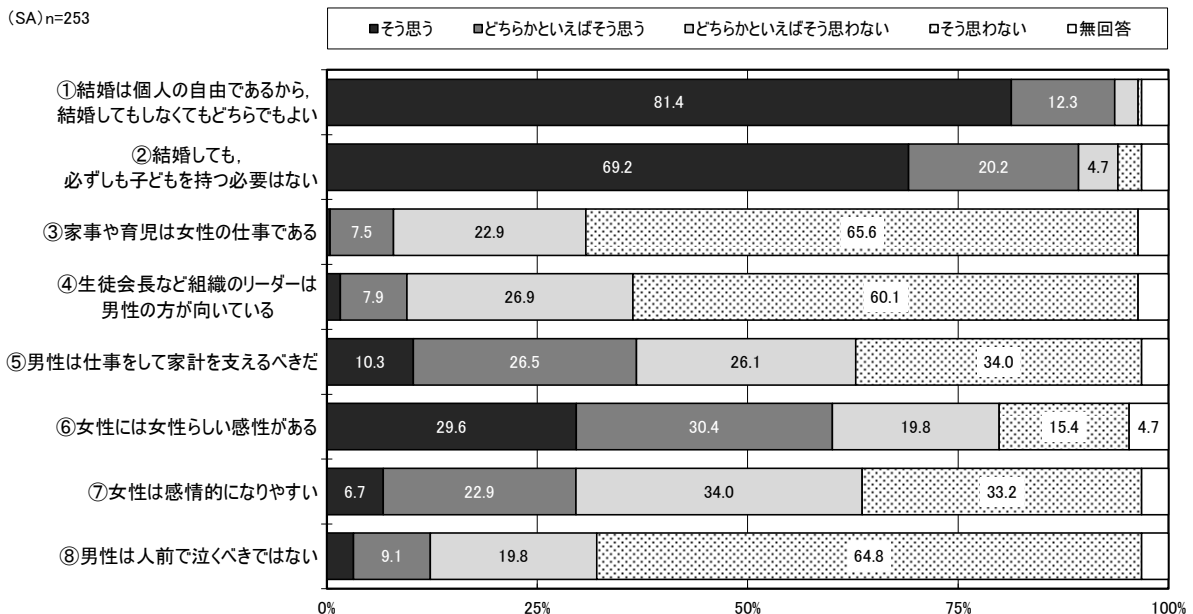
市民アンケート、中学生アンケートの両方で『③家事や育児は女性の仕事である』に賛成している割合は低い一方で『⑤男性は仕事をして家計を支えるべきだ』に賛成している割合は高くなっています。女性の社会進出についての意識は高まっているものの、男性の家庭参画についての意識はいまだに低い状況がうかがえます。

『⑥女性には女性らしい感性がある』に賛成している割合は、市民アンケートで84.3%、中学生アンケートで60.0%となっており、ジェンダーの意識は強いことがわかります。

【市民アンケート調査】

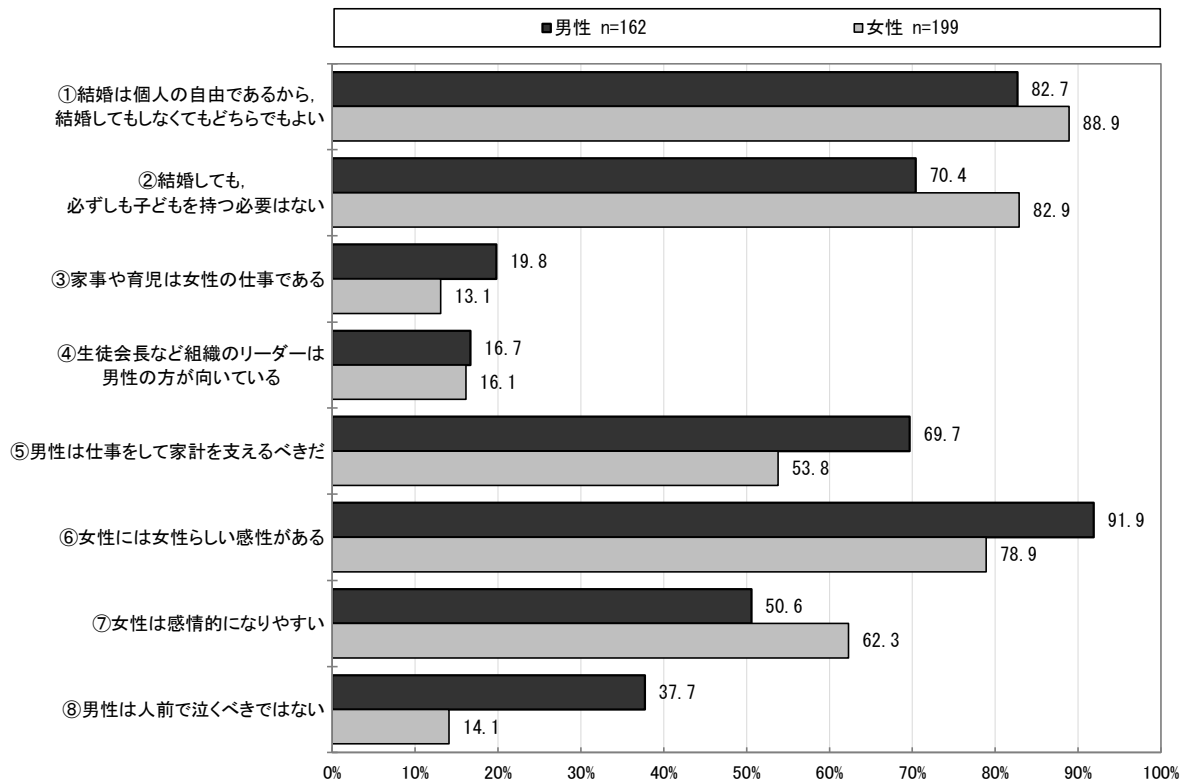


【中学生アンケート調査】

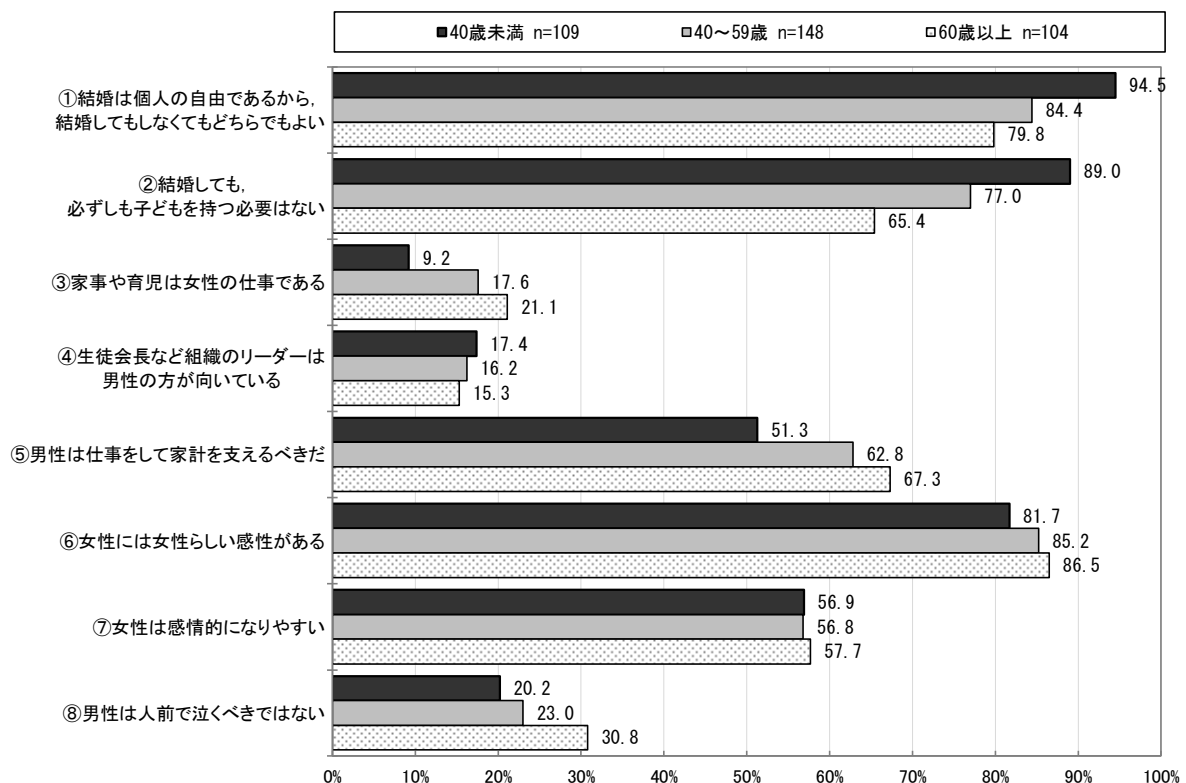


性別で比較すると、男性は女性に比べて『⑤男性は仕事をして家計を支えるべきだ』『⑥女性には女性らしい感性がある』『⑧男性は人前で泣くべきではない』で賛成割合が高くなっています。この項目は年齢層が上がるほど賛成割合が高くなっており、男性や高齢層へのより一層の啓発が求められます。

【「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた割合の性別による比較(市民アンケート)】



【「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた割合の年齢による比較(市民アンケート)】



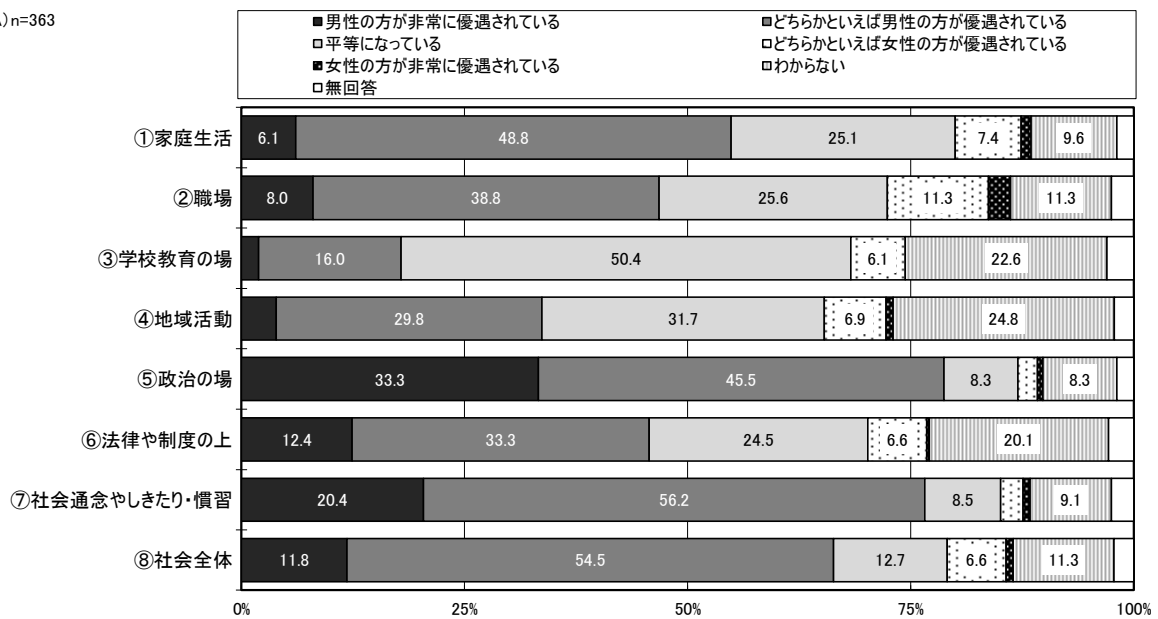
2-2 男女の平等感の状況

市民アンケートでは全体的に『男性の方が非常に優遇されている』『どちらかといえば男性の方が優遇されている』を合わせた割合が、中学生アンケートと比較して高くなっています。

また、学校での平等感については大人と子どもで大きな差がない一方で、家庭生活での平等感には差が大きくなっています。子どもの頃から男女共同参画の意識づけをしていくためには、教育現場だけでなく、家庭生活において家事・育児を協力し合うなど、身近な大人が規範となって男女共同参画を進めていくことが重要です。

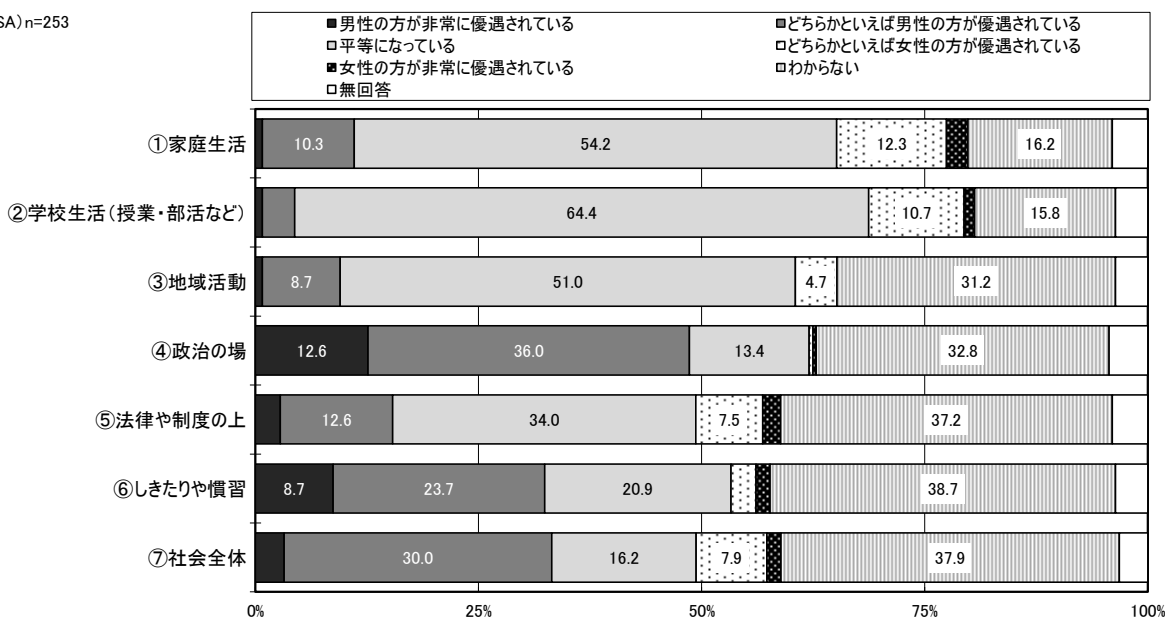
【市民アンケート調査】

(SA)n=363



【中学生アンケート調査】

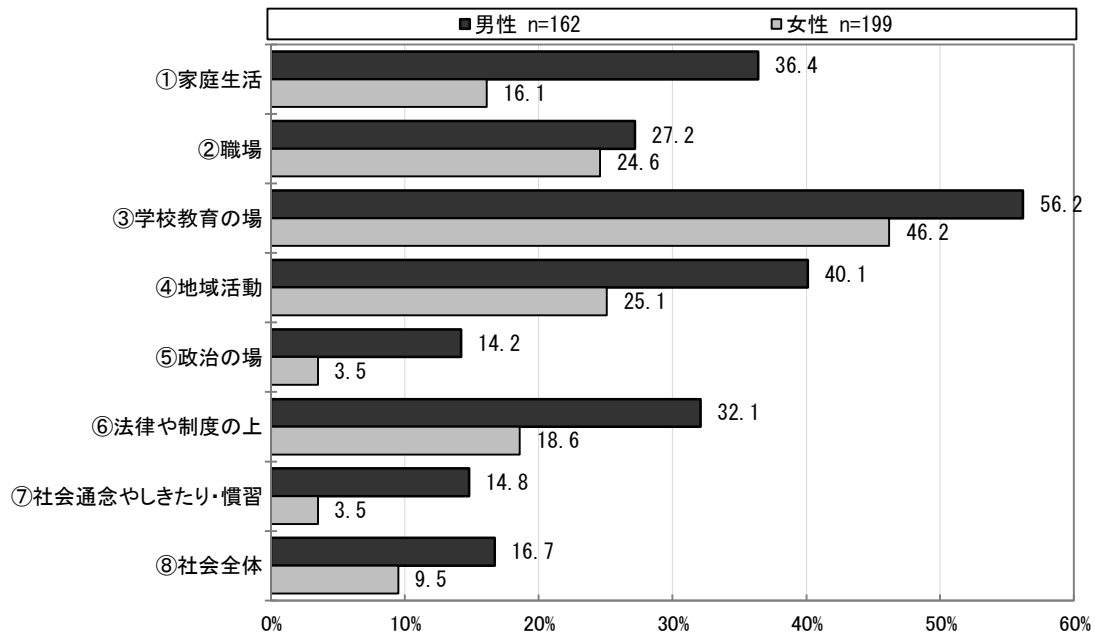
(SA)n=253



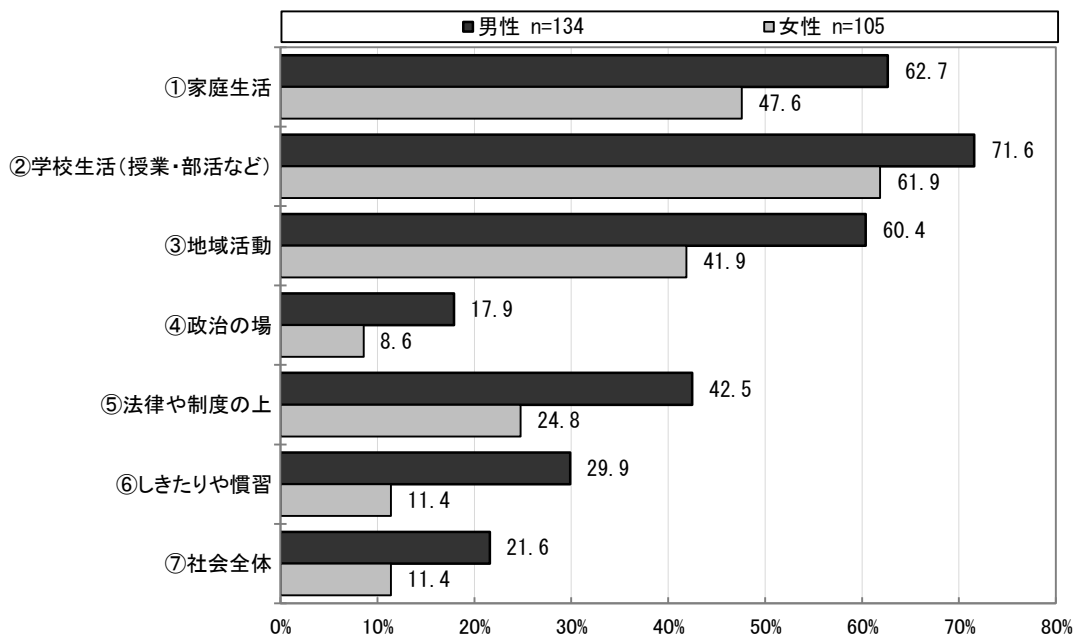
性別で比較すると、市民アンケートでは全ての項目において、男性の「平等」と答えている割合が女性の「平等」と答えている割合より高くなっており、中学生アンケートでも市民アンケートと同様の傾向がみられます。

平等感には男女で差があり、現状の認識のギャップを埋めていく必要があります。

【「平等」と答えた割合の性別による比較(市民アンケート)】



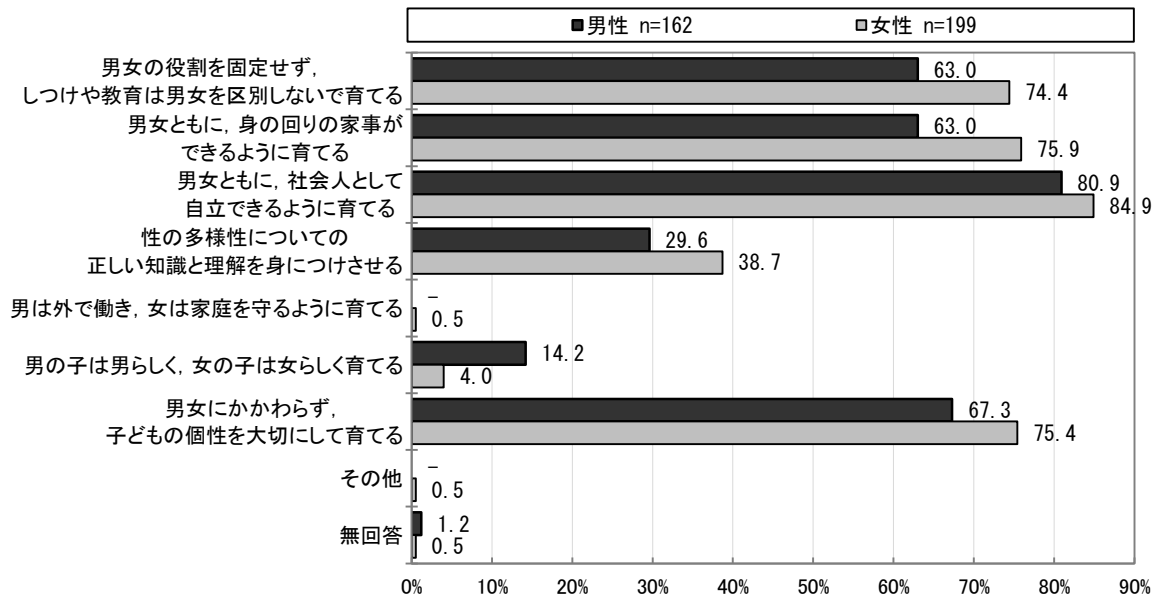
【「平等」と答えた割合の性別による比較(中学生アンケート)】



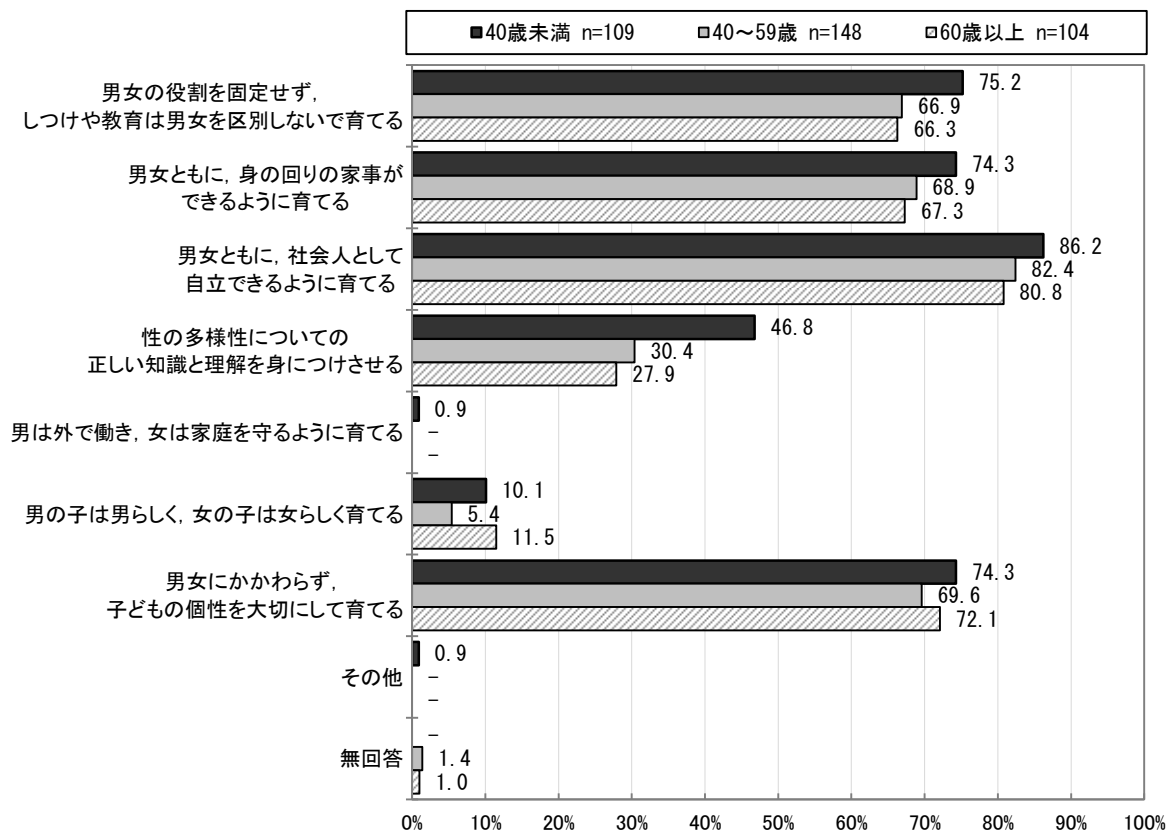
2-3 子どもの教育について

子どもの教育への考え方について性別で比較すると『男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる』を望ましいとする割合は、女性よりも男性が高くなっています。年齢で比較すると、若い世代ほど性別にとらわれない教育が望ましいとする割合が高くなっており、子育て世代だけでなく祖父母世代にもこうした意識を広げていくことが重要です。

【性別による比較(市民アンケート)】

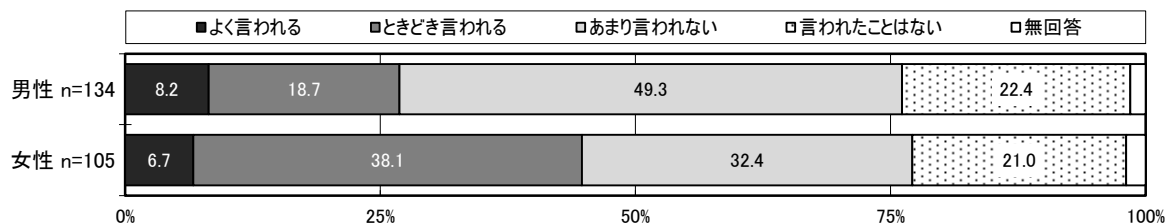


【年齢による比較(市民アンケート)】



中学生アンケートでは、女性は男性と比較して性別を理由とした言動を受けた経験のある割合が高くなっています。内容については、女性は言葉遣いや座り方、男性は泣いた時等に言われる割合が高くなっており、学校や家庭、地域などあらゆる場面で性別に関わらず個性を尊重した教育が求められます。

【「男だから～」や「女だから～」と言われた経験とその内容(中学生アンケート)】



	全体 n=89	男性 n=36	女性 n=47
ことばづかい	49.4	8.3	78.7
服装や身だしなみ	39.3	22.2	51.1
整理整とん	27.0	11.1	36.2
お手伝い	29.2	25.0	34.0
食事のしかた	12.4	2.8	19.1
座り方	41.6	16.7	61.7
歩き方	20.2	11.1	27.7
勉強	13.5	11.1	14.9
テレビ番組	2.2	2.8	-
友達関係	9.0	5.6	8.5
家に帰る時刻	14.6	5.6	21.3
スポーツ	7.9	16.7	2.1
お金の使い方	6.7	13.9	2.1
泣いた時	18.0	38.9	4.3
その他	7.9	13.9	2.1
無回答	-	-	-

2-4 仕事に関する男女共同参画

女性は男性と比較して、ライフステージの変化に応じて働き方を変えたり、退職している割合が高くなっています。働きたい女性が働き続けられるよう、育児休業・介護休業等の充実や男性の家庭参画等、より一層の環境整備が求められます。

【ライフステージの変化による退職等の状況の性別による比較(市民アンケート)】

	全体 n=363	男性 n=162	女性 n=199
勤務条件などを変えず、ずっと働いた(育児休業、介護休業等の取得を含む)	39.9	55.6	27.6
勤務条件などを変えて、ずっと働いた(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)	8.3	3.7	12.1
結婚を機に仕事をやめた	5.5	-	10.1
自身もしくは配偶者の妊娠を機に仕事をやめた	2.8	1.2	4.0
自身もしくは配偶者の出産を機に仕事をやめた	1.9	-	3.5
家族の介護のために仕事をやめた	3.9	3.1	4.5
結婚や妊娠、出産や介護等でいったん仕事をやめ、その後フルタイム勤務で働いた	2.2	-	4.0
結婚や妊娠、出産や介護等でいったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた	5.2	1.2	8.5
もともと働いていなかった	3.6	2.5	4.5
その他	1.9	1.9	2.0
該当しない	22.3	28.4	17.1
無回答	2.5	2.5	2.0

昇進のイメージについて、女性は男性と比較して『仕事と家庭の両立が困難になる』の割合が高くなっています。

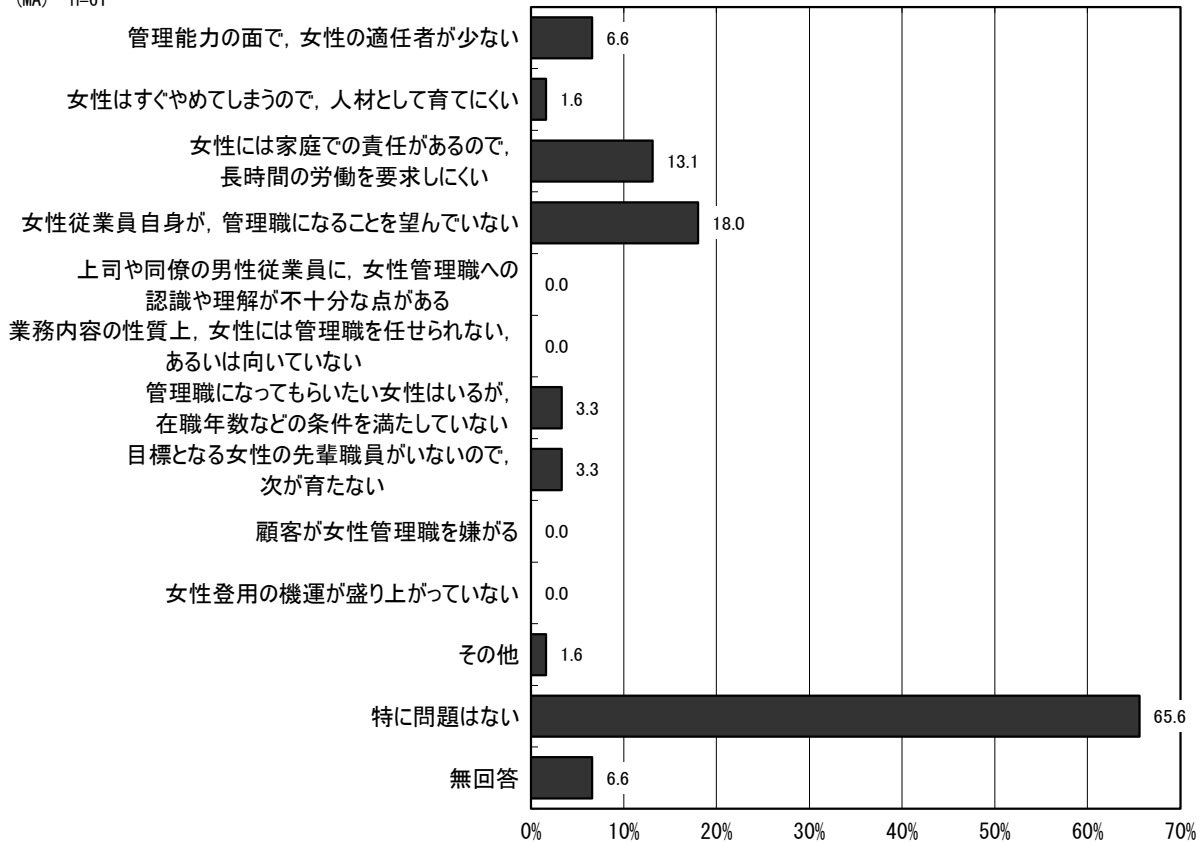
事業所アンケートでは女性を管理職に登用する際の問題点として『女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない』の割合が高くなっており、女性の昇進については家庭での責任が重いために昇進に対して本人が積極的になれない可能性が考えられます。女性活躍を進めるうえでは、家庭における女性の負担軽減が重要です。

【昇進に対するイメージの性別による比較(市民アンケート)】

	全体 n=363	男性 n=162	女性 n=199
やりがいのある仕事ができる	24.5	22.8	26.1
能力が認められた結果である	52.6	46.3	58.3
賃金が上がる	58.7	56.2	61.3
家族や周囲から評価される	27.5	31.5	24.6
自分が決定できる事柄が多くなる	32.2	37.0	28.6
責任が重くなる	85.4	85.8	85.4
やるべき仕事が増える	54.3	55.6	53.3
妬みなどで周囲に足を引っ張られる	10.2	11.1	9.5
仕事と家庭の両立が困難になる	33.3	28.4	37.7
その他	1.9	3.1	1.0
特にない	3.6	4.9	2.5
無回答	1.9	0.6	2.5

【女性を管理職に登用する際の問題点(事業所アンケート)】

(MA) n=61

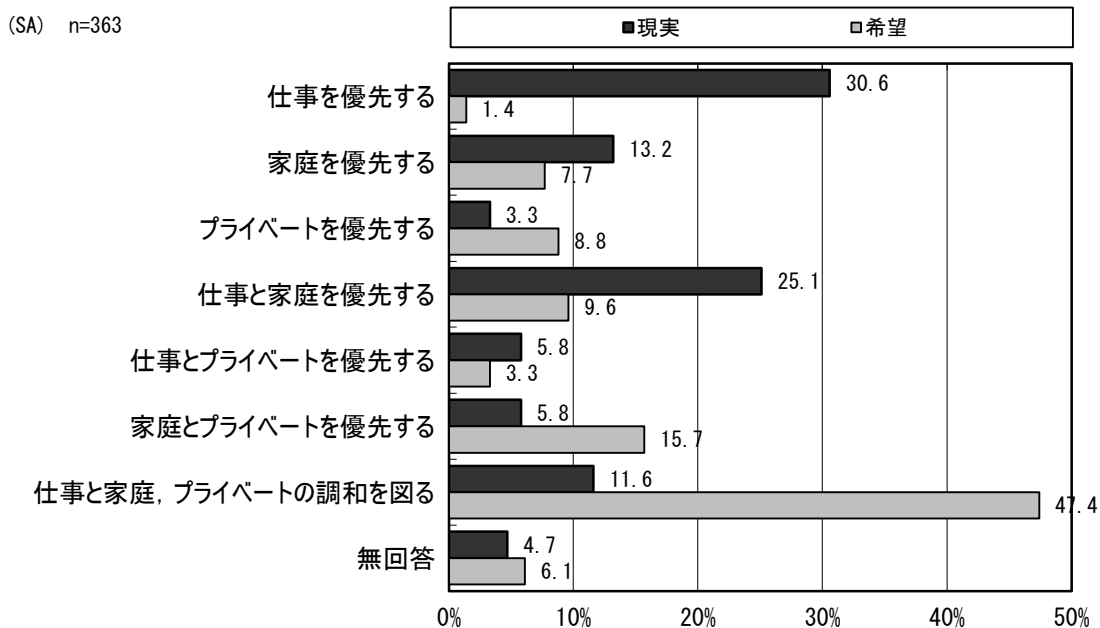


2-5 ワーク・ライフ・バランスについて

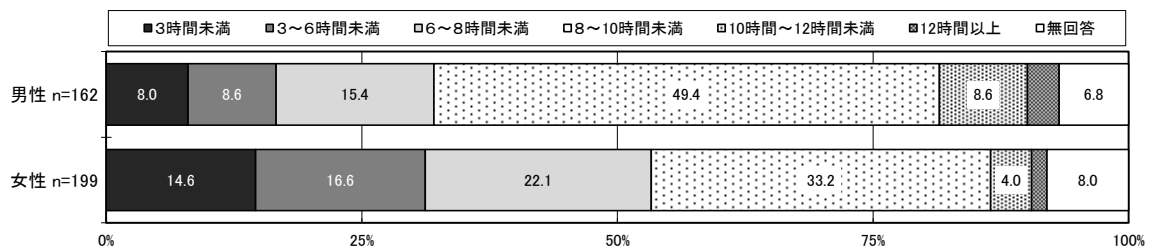
「仕事」「家庭」「プライベート」のバランスについて、希望をみると『仕事と家庭、プライベートの調和を図る』の割合が高くなっている一方で、現実をみると『仕事を優先する』の割合が高くなっています。また、家事や労働の時間について、男性は女性と比較して労働時間が長く、女性は男性と比較して家事の時間が長くなっている傾向がみられます。家庭内の役割分担の状況をも、 「生活費を得る」「地域活動(自治会やPTA、ボランティアなど)」は「主に夫」とする割合が高いですが、それ以外の項目では「主に妻」の割合が高くなっています。

性別に関わらず誰もが希望の生活を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進していくことが求められます。

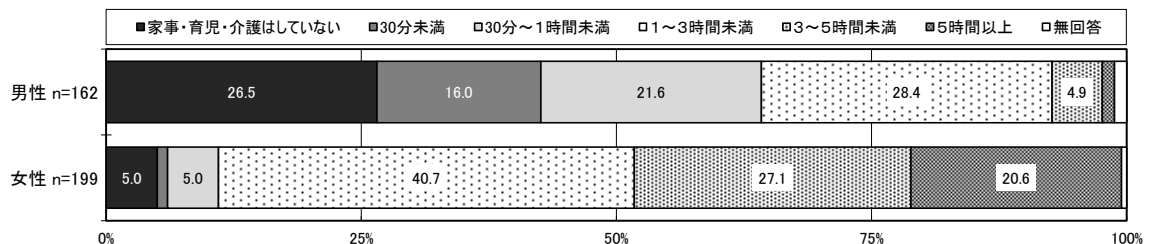
【「仕事」「家庭」「プライベート」のバランスの現実と希望(市民アンケート)】



【平日の1日の労働時間(市民アンケート)】

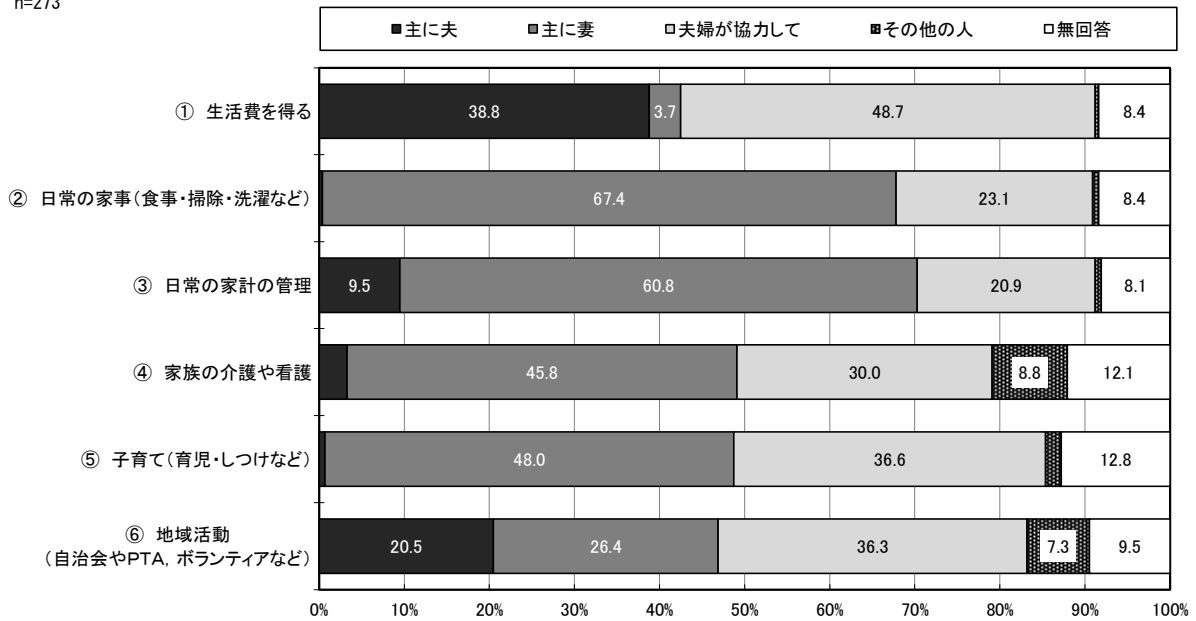


【家事・育児・介護等に関わる時間(市民アンケート)】



【家庭内の役割分担の状況(市民アンケート)】

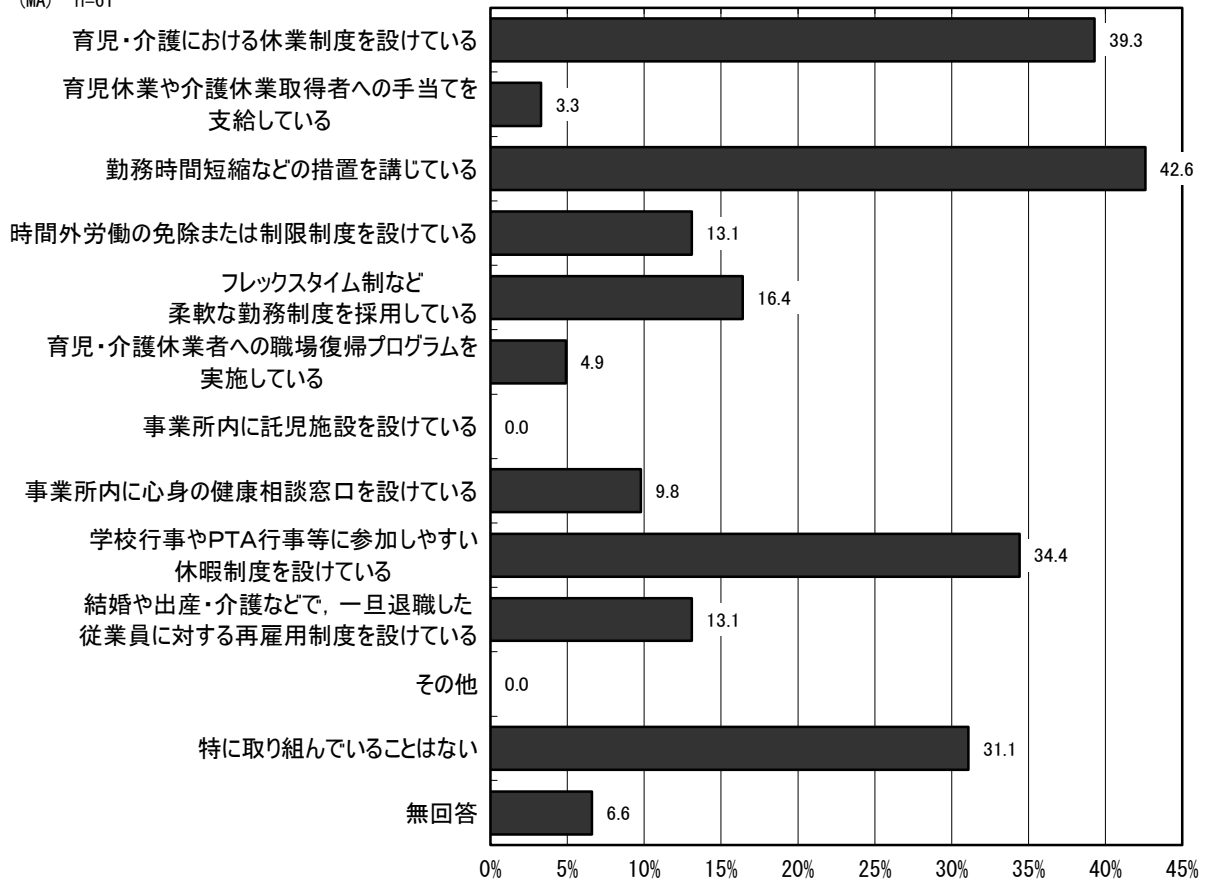
n=273



事業所における取組について、「特に取り組んでいることはない」が3割程度となっています。休業制度等の定着のための課題としては「休業期間中の代替要員の確保が難しい」「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」の割合が高くなっており、人手不足等から取組を実施することが難しい事業所もあることがうかがえます。

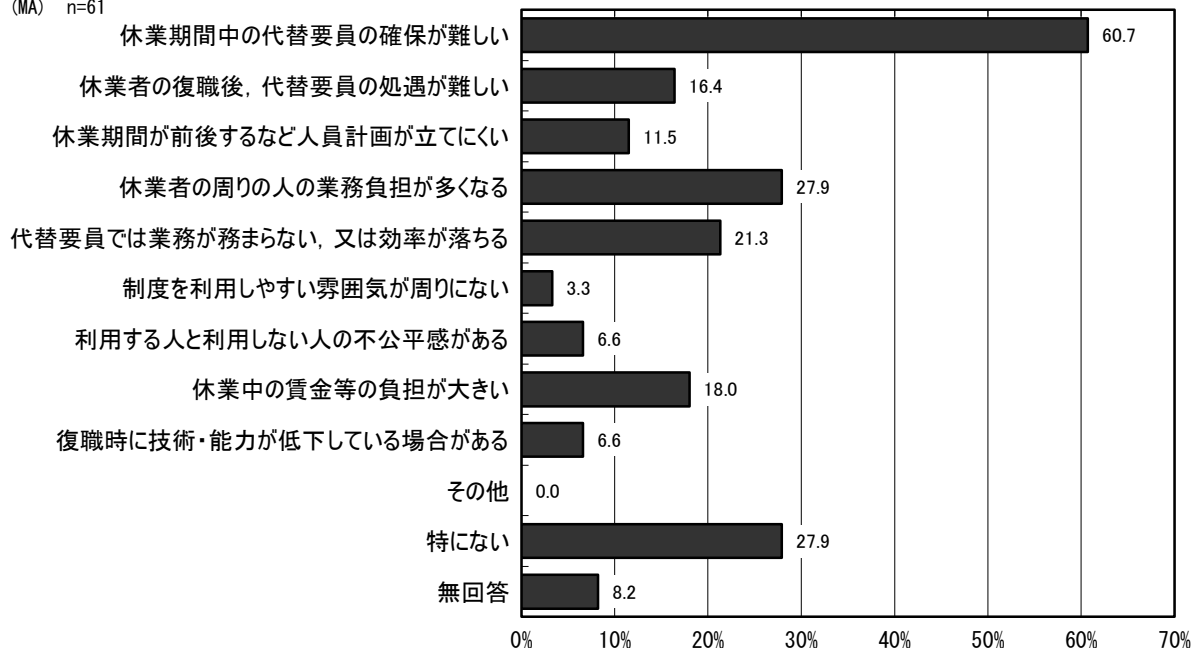
【育児・介護と仕事の両立のための取組(事業所アンケート)】

(MA) n=61



【育児休業や介護休業制度を定着させる上での課題(事業所アンケート)】

(MA) n=61



2-7 地域活動について

地域活動への参加状況について、女性は男性と比較して「PTA、子ども会など」に参加している割合が高く、男性は女性と比較して「防災・防犯活動など」に参加している割合が高くなっています。年齢別にみると、60歳以上は他の年齢層と比較して「自治会、婦人会、老人会など」「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど」の割合が高く、また「特に参加していない」の割合は40歳未満で6割以上となっています。年齢や性別によって参加状況に差がみられるため、あらゆるニーズに地域ぐるみで対応していくために、多くの人に参加しやすくなる工夫が求められます。

【参加している地域活動の男女別の比較(市民アンケート)】

	全体 n=363	男性 n=162	女性 n=199
自治会、婦人会、老人会など	36.6	41.4	32.7
PTA、子ども会など	12.7	8.6	16.1
趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど	21.5	24.1	19.6
リサイクル、環境保護、まちづくりなど	6.1	7.4	4.5
福祉・ボランティア・NPO活動など	5.5	6.2	4.5
防災・防犯活動など	8.5	15.4	3.0
ホームステイ受入れや海外ボランティアなどの国際交流活動	0.6	-	1.0
行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	1.7	1.9	1.5
その他	0.8	-	1.0
特に参加していない	42.7	38.9	46.2
無回答	0.3	0.6	-

【参加している地域活動の年齢別の比較(市民アンケート)】

	全体 n=363	40歳未満 n=109	40～59歳 n=148	60歳以上 n=104
自治会、婦人会、老人会など	36.6	9.2	37.8	63.5
PTA、子ども会など	12.7	12.8	18.2	4.8
趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど	21.5	16.5	18.2	31.7
リサイクル、環境保護、まちづくりなど	6.1	3.7	6.8	7.7
福祉・ボランティア・NPO活動など	5.5	4.6	4.1	8.7
防災・防犯活動など	8.5	1.8	10.8	12.5
ホームステイ受入れや海外ボランティアなどの国際交流活動	0.6	0.9	-	1.0
行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	1.7	-	1.4	3.8
その他	0.8	-	0.7	1.0
特に参加していない	42.7	67.9	38.5	23.1
無回答	0.3	-	0.7	-

2-7 ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)等について

ハラスメントの中でも、特にパワーハラスメントは被害を受けた(見聞きした)割合が男女両方で高くなっています。

ドメスティック・バイオレンスでは女性の3割程度、男性の2割程度が被害を見聞きしており、被害の潜在化防止に取り組む必要があります。

【セクシュアルハラスメントの経験(市民アンケート)】

	全体 n=363	男性 n=162	女性 n=199
自分が被害を受けたことがある	8.3	1.2	14.1
自分のまわりに被害を受けた人がいる	15.4	17.9	13.6
被害について相談を受けたことがある	5.2	5.6	5.0
自分が被害を与えたことがある(与えたかもしれない)	5.0	8.0	2.0
被害を受けたり, 与えたりしたことはない(見聞きしたことはない)	65.3	64.2	66.3
無回答	4.1	4.3	4.0

【パワーハラスメント(市民アンケート)】

	全体 n=363	男性 n=162	女性 n=199
自分が被害を受けたことがある	27.0	25.9	27.6
自分のまわりに被害を受けた人がいる	31.1	31.5	31.2
被害について相談を受けたことがある	11.0	10.5	11.6
自分が被害を与えたことがある(与えたかもしれない)	2.8	5.6	0.5
被害を受けたり, 与えたりしたことはない(見聞きしたことはない)	39.7	41.4	38.7
無回答	2.5	1.9	2.5

【マタニティハラスメント(市民アンケート)】

	全体 n=363	男性 n=162	女性 n=199
自分が被害を受けたことがある	3.3	0.6	5.5
自分のまわりに被害を受けた人がいる	7.2	4.3	9.5
被害について相談を受けたことがある	3.0	2.5	3.5
自分が被害を与えたことがある(与えたかもしれない)	0.8	1.2	0.5
被害を受けたり, 与えたりしたことはない(見聞きしたことはない)	81.0	85.2	78.4
無回答	6.1	6.8	4.5

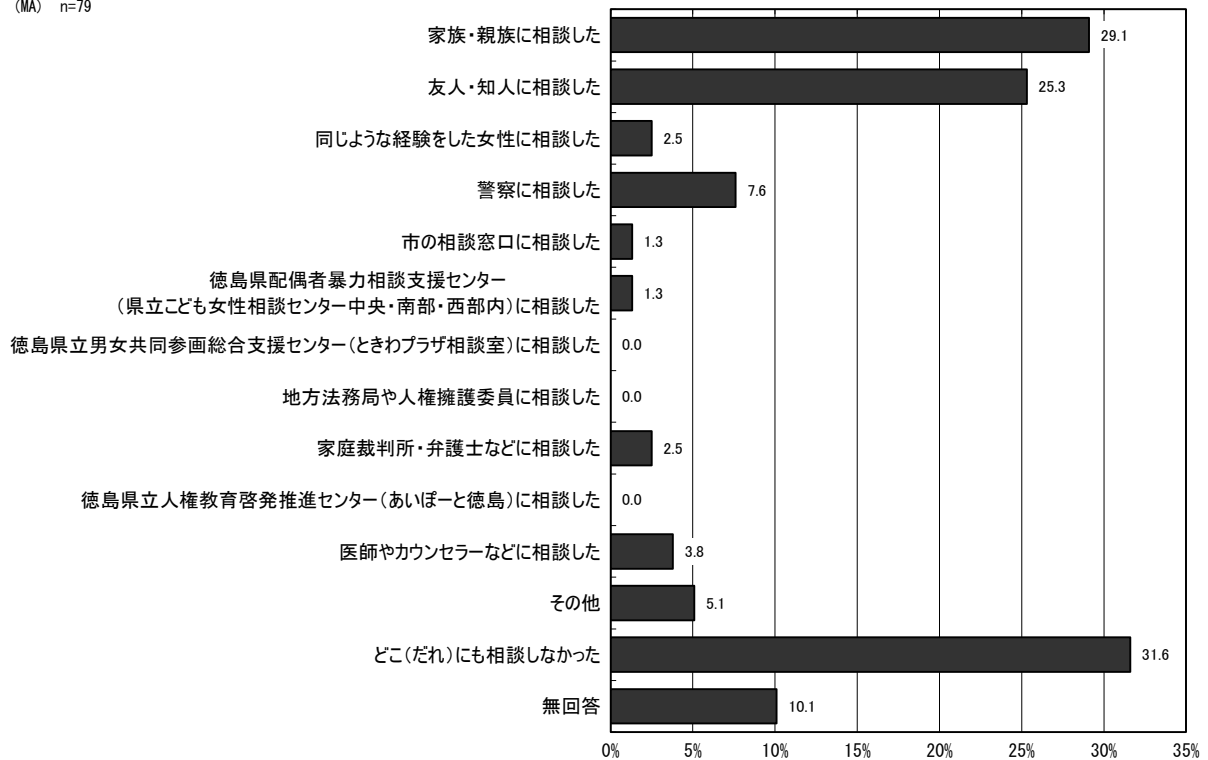
【ドメスティック・バイオレンス(市民アンケート)】

	全体 n=363	男性 n=162	女性 n=199
自分が被害を受けたことがある	5.2	0.6	9.0
自分のまわりに被害を受けた人がいる	12.9	10.5	15.1
被害について相談を受けたことがある	5.2	4.3	6.0
自分が被害を与えたことがある(与えたかもしれない)	3.0	5.6	0.5
被害を受けたり, 与えたりしたことはない(見聞きしたことはない)	71.3	76.5	67.8
無回答	4.4	4.9	3.5

DV 被害を受けた際、『どこにも相談しなかった』の割合が3割程度となっています。その理由としては『どこ(だれ)に相談してよいかわからなかった』の割合が高く、必要な人・必要な時に情報が得られるよう周知を進めるとともに、相談しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

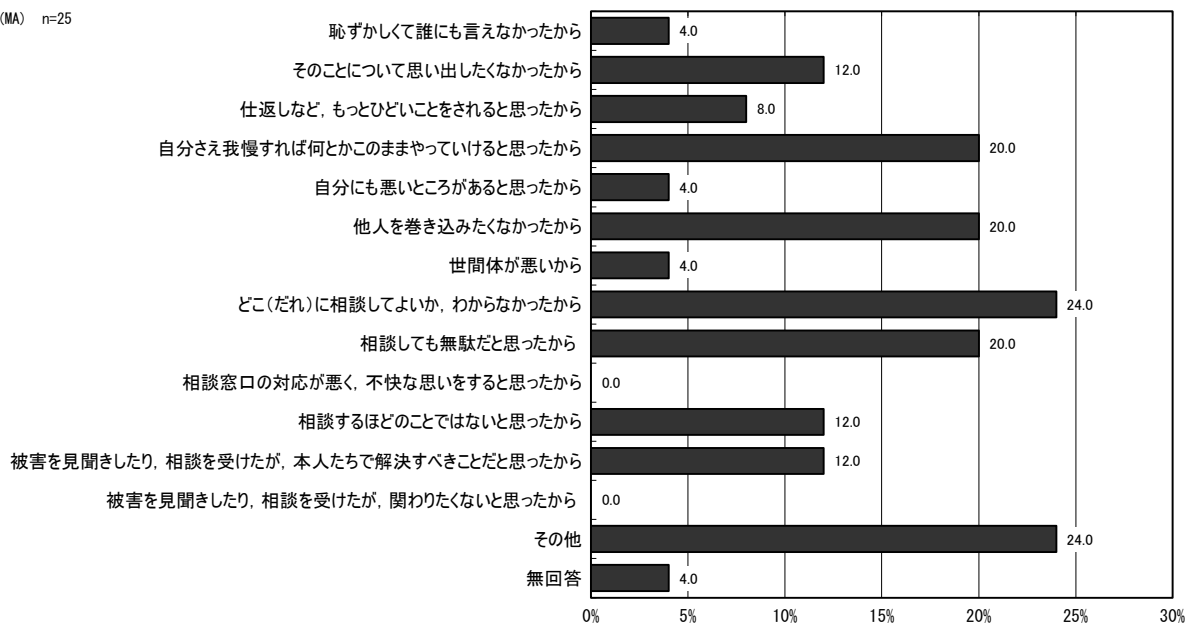
【DV 被害を受けた時の相談先(市民アンケート)】

(MA) n=79



【相談しなかった理由(市民アンケート)】

(MA) n=25



デートDVの経験について、「デートの費用やお金を無理やり出させる」「嫌がっているのに、性的な行為をしようとする」では「ない」が92.5%で最も高くなっていますが、「メールやSNSなどの返信が遅いと怒る」「友人とのつきあいを制限する」については、自分の周りで「見聞きしたことがある」の割合が他の項目と比較してやや高くなっています。被害者にも加害者にもならないよう、人権教育及び意識啓発の強化が求められます。

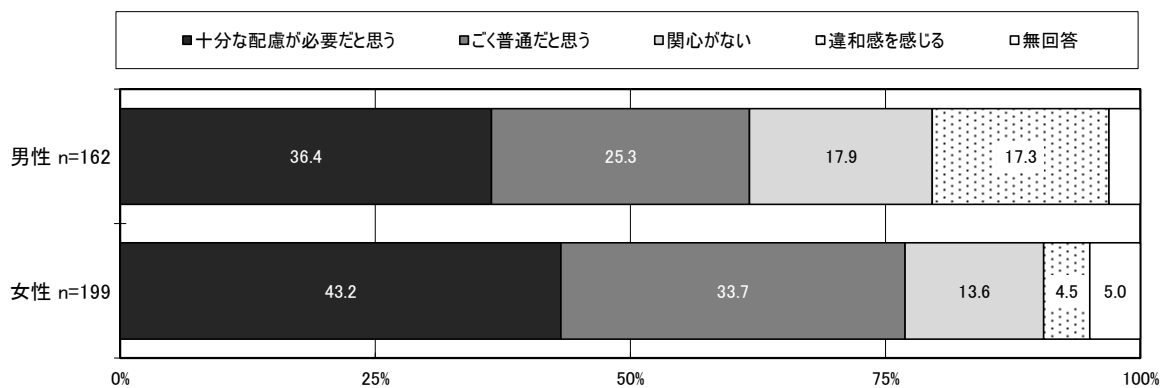
【デートDVの経験(中学生アンケート)】

	メールやSNSなどの返信が遅いと怒る	メールやSNSなどの中身を勝手に見たり、消したりする	誰とどこにいたのか、しつこく聞く	友人とのつきあいを制限する	デートの費用やお金を無理やり出させる	嫌がっているのに、性的な行為をしようとする	たたく、ける、物を投げる
したかもしれない	0.8	1.2	0.4	0.0	0.0	0.0	1.2
されたかもしれない	2.4	0.4	1.6	0.4	0.0	0.0	0.0
見聞きしたことがある	12.6	5.9	8.7	11.9	3.2	2.8	7.5
ない	79.4	87.4	84.2	82.2	92.5	92.5	85.8
無回答	5.5	5.5	5.5	5.5	4.7	4.7	5.9

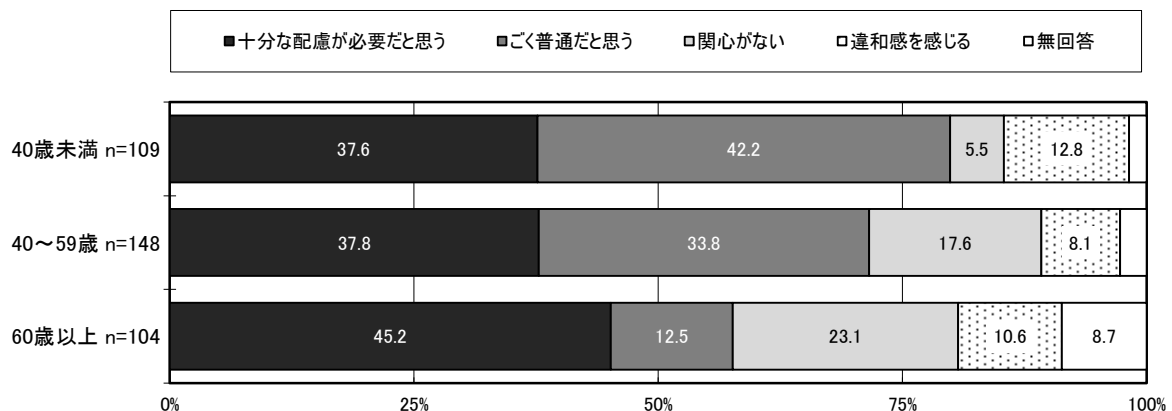
2-8 LGBTQ+への関心について

性別で比較すると、男性は女性に比べ『違和感を感じる』の割合が高くなっています。年齢層が下がるほど『ごく普通だと思う』の割合が高くなっており、若い人から全世代へ向けて多様な性への理解を広げていくことが重要です。

【性別による比較(市民アンケート)】



【年齢による比較(市民アンケート)】



3 第3次計画における数値目標に対する現状値

	指標項目	前回策定時の 現状値 (2018)	前回策定時の 目標値	現状値 (2023)
1	【市民】社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	10.9%	20.0%	12.7%
2	【中学生】「男女共同参画社会」を「内容まで知っている」割合	6.2%	増やす	9.9%
3	人権啓発推進をテーマとした研修会や講演会の開催	30回 (H29)	30回	19回
4	【市民】学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	52.9%	80.0%	50.4%
5	【中学生】学校生活における平等意識 「学校生活(授業・部活動等)」における男女の平等感について「平等」とする中学生の割合	59.0%	100.0%	64.4%
6	社会教育委員への女性の登用推進	31.0%	35.0%	28.6%
7	市の審議会等での女性委員の占める割合	31.5%	40.0%	32.9%
8	市の管理的職務従事者における女性の割合	16.0%	20.0%	20.0%
9	【市民】職場における平等意識 「職場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	23.2%	35.0%	25.6%
10	【事業所】女性管理職がない事業所の割合	32.5%	減らす	45.9% (28/61)
11	家族経営協定 ^注 の締結数	4.8% (4/82)	20.0%	10.4%
12	男性市職員の育児休業取得率	0.0% (H29)	5.0%	0.0%
13	認定こども園・保育所・その他の施設における一時預かり事業	9か所	全施設	7か所
14	市内における放課後児童クラブ(学童保育)で待機児童がいる地区	0か所	維持	0か所
15	自治会長の女性の割合	12.0%	20.0%	12.3%
16	防災に関する会議の女性委員の割合	0.0%	20.0%	4.4%
17	【市民】DV被害について「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかった」割合	15.8%	減らす	24.0%
18	【市民】DVに関する相談窓口の認知度	55.2%	60.0%	63.1%
19	虐待のおそれがある児童数	77人	減らす	27人

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

本市では、2012(平成24)年に「吉野川市人権施策推進計画」を策定し、「人権の花咲くまち吉野川」という基本理念を掲げ、人権の尊重とその尊厳にふさわしい生活の保障に向けて、様々な人権施策を推進してきました。その後、社会状況の大きな変化を踏まえて、2022(令和4)年には「吉野川市第2次人権施策推進計画」を策定し、誰もが幸せに暮らせる社会の実現のためにさらなる取組を進めているところです。

また、2009(平成21)年3月に策定した、第1次計画として位置付けた「吉野川市男女共同参画基本計画」では、吉野川市男女共同参画推進条例の条文から、以下の6つの基本理念を定めていました。

【吉野川市男女共同参画基本計画(第1次計画) 6つの基本理念】

- 1)男女があらゆる場において性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を発揮する機会が確保されること。
- 2)性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- 3)市及び事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- 4)男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画すること。
- 5)男女が生涯を通じて健康でゆとりのある生活の確保ができるようにすること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすること。
- 6)男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会の動向に留意すること。

第2次計画・第3次計画においては、「性別にかかわらずすべての人が個人として尊重される社会の確立」という基本理念を定め、男女共同参画に関する様々な取組を推進してきました。

本計画においては、この基本理念を継続し、男女共同参画のさらなる浸透と活動の推進を図ります。

【本計画の基本理念】

性別にかかわらずすべての人が
個人として尊重される社会の確立

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図るとともに、社会において女性が活躍する機会を充実します。そして、男女が共にお互いを認め合いながら、個人として尊重される、活力のあるまちづくりを目指します。

基本理念の実現に向けて、本市を取り巻く環境や市民の意識・ニーズ等を踏まえ、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 固定的性別役割分担を解消し、男女共同参画社会を実現しよう

社会の様々な分野において、依然として男性優遇意識が強い現状を踏まえ、男女共同参画意識の浸透に向けて、社会通念やしきたり、慣習を見直すなど、意識の改革を促進します。また、学校教育のみならず、家庭や地域等、様々な機会を通じて、男女共同参画の意識づくりに向けた、多様な学習機会の充実を図ります。

政策・方針決定過程において、女性の人材育成と活躍の促進を図るとともに、様々な分野における女性の能力発揮に向けた、参画機会の充実に努めます。

基本目標Ⅱ 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう

職場における男女間の格差の解消や、職場の労働条件の改善、ハラスメントのない職場づくり、女性農業者の地位向上や経営参画の促進等、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進や、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援等、環境の整備に取り組みます。

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくろ

DVをはじめ、デートDV^注から虐待に至るまで、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

誰もが健やかに暮らせる社会づくりに向けて、生涯にわたる健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

2 施策の体系

【基本理念】性別にかかわらずすべての人が個人として尊重される社会の確立

基本目標	基本方針	主要課題
I 固定的性別役割分 担を解消し、男女共 同参画社会を実現 しよう	1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 人権尊重の環境づくり 2 男女共同参画の意識づくり
	2 男女平等の視点に立った学習機会の充実	1 男女共同参画を推進する学校教育の充実 2 多様な学習機会の提供
	3 女性活躍推進の環境づくり	1 あらゆる場(政策・方針決定の場)への女性の参画推進 2 男性の家事・育児・介護等への参画促進
II 職場における男女 平等を実現し、男女 がともに働きやす い職場環境にしよう	4 働き方改革の推進	1 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり 2 働き方の見直しのための啓発の推進
	5 男女共同参画を進める環境の推進	1 子育て支援施策の充実 2 女性の就業支援の促進
III 人権を尊重し、 誰もが安心して暮 らせる地域社会を つくろう	6 あらゆる暴力の根絶	1 DV、デートDV、児童虐待などの暴力の根絶 2 きめ細かな相談支援体制の充実
	7 生涯を通じた心身の充実	1 ライフステージに応じた健康支援体制の充実 2 母子保健対策の充実
	8 誰もが安心できる福祉の環境づくり	1 地域福祉の推進 2 きめ細やかな生活支援の充実 3 性別による困難を抱える人への支援
	9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり	1 地域活動における男女共同参画の推進 2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

基本目標Ⅰ「基本方針3 女性活躍推進の環境づくり」、基本目標Ⅱ「基本方針4 働き方改革の推進」「基本方針5 男女共同参画を進める環境の推進」に係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた推進計画」として位置付けます。

また、基本目標Ⅲ「基本方針6 あらゆる暴力の根絶」については、「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

第6章 主要課題と取組内容

基本目標Ⅰ 固定的性別役割分担を解消し、男女共同参画社会を実現しよう

1 人権尊重と、男女共同参画社会の形成のための意識づくり

人権尊重の精神が、市民一人一人の心に根付き、誰もが幸せに暮らせる社会を実現する指針として「吉野川市第2次人権施策推進計画」が位置付けられ、様々な施策が講じられています。本計画は、「人権の花咲くまち吉野川」を目指した「吉野川市第2次人権施策推進計画」との整合性を図っています。

男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民アンケート調査」と言う。)では、「女性には女性らしい感性がある」「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考え方に対して賛成している割合が高くなっています。特に、「女性には女性らしい感性がある」については男女共同参画に関する中学生アンケート調査(以下「中学生アンケート調査」と言う。)でも賛成割合が高くなっており、生活習慣等を通して「固定的な性別役割分担意識」が無意識に継承され、男女の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。

男女がお互いを認め合い、尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会を実現するためには、継続的かつ日常的な意識啓発が必要です。男女の平等意識には性別や年齢による意識差も大きく、アンケート結果からは特に男性や高齢層において性別役割分担意識が根付いている傾向がみられます。不特定多数への啓発のみならず、性別や年齢に応じた、効果的な啓発活動を検討していくことも必要です。

施策の方向

本市では、引き続き、お互いの人権を尊重する意識の醸成と、そのための学習機会の充実、人権の尊重を基盤とした男女共同参画の意識づくりに向けて、様々な取組を推進します。

主要課題 1

人権尊重の環境づくり

取組内容	担当課
<p>○人権をより身近にとらえ、正しい知識や理解が得られるよう、研修会や講演会、広報・パネル展示等様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、より効果的な周知・啓発の方法について検討を進めます。</p> <p>○市職員の行う業務は人権と深く関わりのあるものであるため、市民の人権に配慮した対応ができるよう、庁内においても啓発に努めます。</p>	人権課
<p>○認定こども園、学校、家庭及び地域と連携を図り、人権学習発表会やPTA研修会等における啓発活動を充実するとともに、市の広報紙やホームページ、学校便りや園便りを通じて、学校等での取組を広く積極的に発信します。</p> <p>○学校間連携、教職員間の交流を進める体制を整え、一体的な人権教育を推進します。</p>	子育て支援課 学校教育課
<p>○学校等の人権教育年間計画に、女性の人権課題を位置付け、児童・生徒の発達段階に応じた学習内容で知識の理解を深め、人権意識を育てます。</p>	学校教育課
<p>○男女平等や生命尊重の学習について、児童・生徒の発達段階に応じた教材の開発に努めるとともに、人権学習の充実を図ります。</p> <p>○児童が互いに協力し花を育てる「人権の花運動」を通じて、生命の尊重及び思いやりの心を育みます。</p>	学校教育課 人権課
<p>○市内に在住する外国人の人権が守られるよう、市国際交流協会等の関係機関と連携し、人権講座の実施や学校への講師の派遣等を通じて啓発を推進します。</p>	人権課 生涯学習課

主要課題 2

男女共同参画の意識づくり

取組内容	担当課
<p>○市の広報紙やホームページ、国や県が作成する冊子等、様々な媒体を活用して、広く男女共同参画への理解を促進するとともに、誰にでも分かりやすい広報に努めます。</p> <p>○市役所市民ホールの情報コーナーに男女共同参画に関連する啓発資料を整備し、周知・啓発を図ります。</p>	人権課
<p>○「固定的な性別役割分担意識」及び「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」の払拭に向けて、市の広報紙やホームページをはじめ、市が作成する出版物等において、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。</p> <p>○そのため、職員一人ひとりの意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する研修の実施等を通じた効果的な啓発に努めます。</p>	全庁 総務課 市長公室 教育総務課
<p>○事業者やNPO等民間団体が自主的に取り組む、男女共同参画に関する講演会や研修活動を支援し、活動の促進に努めます。</p>	市長公室 人権課

2 男女平等の視点に立った学習機会の充実

男女の平等感について、学校での平等感は市民アンケート調査、中学生アンケート調査双方において他の分野より高くなっています。一方で、家庭生活における平等感をみると、中学生アンケート調査では平等を感じている割合が過半数となっているものの、市民アンケート調査では男性優遇と感じている割合が高くなっています。子どもの教育については学校だけでなく家庭も深く関わっていることから、教育の場だけでなく家庭生活においても男女共同参画を進めていく必要があります。

中学生アンケート調査において、「男だから」「女だから」という性別を理由とした言動を受けたことのある割合は、男性で3割程度、女性で4割程度となっています。子どもの頃からの意識啓発や、性別に関わらない本人の意思に基づいた進路選択に向けては、周囲の大人に対する啓発も求められます。市民アンケート調査においては、子どもの教育の方針について、若い世代ほど性別にとらわれない教育が望ましいとする割合が高くなっていますが、こうした意識をより一層広げていく必要があります。

固定的な性別役割分担意識の見直しをはじめ、男女がお互いに理解し協力することについて、家庭や学校、地域等、子どもから大人まで様々な場で学習できるよう取り組むことが重要です。

施策の方向

子どもの頃からの意識啓発が重要であることから、男女共同参画を推進する学校教育の充実を図るとともに、学校のみならず、家庭や地域等幅広く男女共同参画に関する学習機会を充実します。

主要課題 1

男女共同参画を推進する保育・学校教育の充実

取組内容	担当課
○職場見学や職場体験学習等のキャリア教育 ^注 を通じて、体験的に学習し、感じ・考え・行動できる力の育成を図るとともに、男女共同参画の視点に立った進路指導を行います。	学校教育課
○「地域の子どもは地域で育てる」という視点に立ち、公民館行事や学校のPTA活動、安心安全対策会議の活性化を図るとともに、地域住民と子どもの交流を図り、家庭や地域の教育力向上に向けた啓発に努めます。	学校教育課 生涯学習課
○教職員・保育教諭等の男女共同参画に関する正しい理解の浸透を図るため、人権教育のための校（園）内研修に努めるとともに、県の研修等も活用しながら園長・校長等、管理職においても意識の高揚を図ります。	学校教育課 子育て支援課
○固定的性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が生じないよう、また性的マイノリティ ^注 （LGBTQ+ ^注 等）について正しく理解できるよう、児童・生徒に対する早い時期からの人権及び男女共同参画意識の醸成を図ります。	学校教育課 生涯学習課
○子どもの意識形成には学校だけでなく家庭での過ごし方も深く関わっていることから、市の広報紙やホームページ、子ども向けの媒体等を活用しながら、子ども・保護者双方に対して、家事や育児、介護等の家庭生活は性別にかかわらず協力し合うという意識啓発に努めます。	人権課 学校教育課

主要課題 2

多様な学習機会の提供

取組内容	担当課
○男女共同参画の視点に立った社会教育の充実に努めるとともに、各種団体との連携を図りながら、社会教育委員の女性登用に努めます。	生涯学習課
○老人会等の高齢者が集う場を活用して、男女共同参画についての講演会など、学習する機会の充実に努めます。	生涯学習課
○効果的な啓発が行えるよう、講演内容や実施方法等を検討し、学習の場に参加しやすい工夫に努めます。	人権課

3 女性活躍推進の環境づくり

市民アンケート調査では、女性は男性と比較してライフステージの変化に応じて働き方を変えている割合及び昇進に対するイメージについて「仕事と家庭の両立が困難になる」と回答した割合が高くなっています。家事に従事する時間をみると、女性は男性と比較して家事の時間が長い傾向がみられ、家庭生活における女性の負担が重いために、女性自身が昇進に積極的になれない可能性が考えられます。

事業所アンケート調査では、女性管理職のいない事業所の割合が45.9%と前回調査時よりも高くなっており、女性を管理職に登用する際の事業所の問題点として「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」の割合が最も高くなっています。女性が意欲的に活躍できるよう、意識啓発や就職支援の充実等、働きやすい環境の整備が求められます。

また、「政治の場」における平等感をみると、市民アンケート調査、中学生アンケート調査ともに、他の分野と比較して「男性優遇」と感じている割合が非常に高くなっています。審議会や各種委員会の委員、事業所や市の管理職等、政策・方針決定過程の場に、女性の参画機会を充実する取組は引き続き必要です。

市職員については、「吉野川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の一層の職域の拡大や、女性職員のみを対象とする研修や外部研修への派遣し、意欲と能力のある女性職員を多様なポストに積極的に配置します。

施策の方向

政策・方針決定過程における女性の参画機会が充実できるよう、事業所等への働きかけをはじめ、男女が共に意識改革を図れるよう努めます。

ハラスメントのない、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指します。

主要課題 1

あらゆる場（政策・方針決定の場）への女性の参画推進

取組内容	担当課
<p>○政策・方針決定過程における女性の参画を応援します。</p> <p>○市民が性別にかかわらず参画する機会となるパブリックコメント（市民意見公募）制度の周知・定着を図ります。</p>	<p>総務課 市長公室</p>
<p>○市の審議会等における女性委員の選任割合が40%以上、少なくとも25～30%、指導的地位に占める女性職員の割合が少なくとも20%程度になるよう、意欲と能力のある女性職員を積極的に任用するとともに、将来に向けた女性リーダーの養成に努めます。</p>	<p>全庁 総務課 市長公室 国保年金課</p>
<p>○あらゆる機会を通じて、農業経営者への家族経営協定制（家族農業経営における、各世帯員の役割分担、就業条件等に関する取り決め）の周知及び理解を促進し、女性の農業経営への参画を促進するとともに、女性の社会的、経済的地位の向上を図ります。</p>	<p>農林業振興課</p>
<p>○商工会や商工会議所等の関係機関と連携し、法制度の周知や方針決定の場への女性参画の普及啓発に努めます。</p>	<p>商工観光課</p>
<p>○職場や地域活動等、あらゆる場面において、女性が自信を持って本来の能力を発揮しながら物事に取り組めるよう、研修や講演会等の機会を充実します。</p> <p>○日時や実施方法を検討し、参加しやすい講座となる工夫に努めます。</p>	<p>総務課 人権課 商工観光課</p>
<p>○市内の事業所に対して、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定に向けた情報提供を行うとともに、策定の働きかけに努めます。</p>	<p>人権課 商工観光課</p>

主要課題 2

男性の家事・育児・介護等への参画促進

取組内容	担当課
<p>○市内企業に対して育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに市内事業所等に対して男性の育児休業・介護休業の取得促進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>商工観光課</p>
<p>○料理講座や育児講座、介護講座等について、テーマや日時の設定について配慮し、男性も参加しやすい工夫を行います。</p>	<p>長寿いきがい課 健康推進課 子育て支援課</p>
<p>○「吉野川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、男性の育児休業や、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇について取得促進に取り組みます。</p>	<p>総務課</p>

基本目標Ⅱ 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう

4 働き方改革の推進

市民アンケート調査より、「仕事」「家庭」「プライベート」のバランスの現実と希望をみると、希望としてはうまくバランスを取りたい一方で、現実には仕事優先になっている人が多いことがうかがえます。また、平日の労働時間をみると、男性は女性と比較して労働時間が長い傾向がみられます。

事業所アンケート調査では、休業制度等の定着のための課題として「休業期間中の代替要員の確保が難しい」「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」の割合が高く、人手不足が大きな課題となっています。

近年、国では育児・介護休業法の改正や男性の育児休業取得促進について検討されるなど、男女問わず誰もが仕事と家庭を両立できるよう取組が進められています。ワーク・ライフ・バランスの実現及び柔軟な働き方の普及に向けて、事業所への働きかけや人材の確保、制度の周知・意識啓発等様々な施策に引き続き取り組むことが必要です。

施策の方向

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市内の事業者や庁内においても啓発や研修を行い、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

主要課題 1

ワーク・ライフ・バランスの環境づくり

取組内容	担当課
○性別にかかわらず、家庭生活や地域の活動等へ参画できるよう、男性が参加しやすい学習機会の提供や、講演会の開催などをはじめ、市の広報紙やホームページを活用した啓発に努めます。また、誰でも手軽に市からの情報を受け取れるよう、アプリや SNS 等多様な情報発信手段を活用したプッシュ型の情報発信を行い、効果的な啓発につなげます。	人権課 健康推進課 教育総務課 生涯学習課
○「職場を中心に考えたい」あるいは「家庭を中心に考えたい」など、自分の生き方の選択を誰も否定されることのない、「個人の考え方が尊重される社会づくり」に向けた意識の高揚を図ります。	全庁 総務課 人権課 商工観光課
○仕事と家庭・地域活動を両立できるよう、時間外勤務の抑制やワーク・ライフ・バランス講座の紹介等を通じた啓発に努めます。 ○市内においては、インターバル制度及びノー残業デーの取組や休暇取得推進等によりワーク・ライフ・バランスを徹底し、個人の能力を最大限に発揮できる環境づくりを行います。	総務課 人権課 教育総務課 生涯学習課

主要課題 2

働き方の見直しのための啓発の推進

取組内容	担当課
○性別にかかわらず、雇用形態に応じた適正な処遇や労働条件を確保するよう、関係機関と連携し、事業所等への情報提供や制度の周知・啓発に努めます。	商工観光課
○職場等におけるセクシュアルハラスメント等、各種ハラスメントの防止に向けて、市の広報紙やホームページの活用をはじめ、関係機関と連携し、情報提供や制度の周知・啓発に努めます。	人権課
○市職員や教職員、管理職に対する、ハラスメント防止に向けた研修を実施し、様々な機会を通じた啓発に努めます。 ○学校にセクハラ相談員を配置するとともに、市職員への相談支援体制の充実を図ります。また、各学校においてコンプライアンス年間計画を作成し、実情に応じた独自の取組を実施します。	総務課 学校教育課

5 男女共同参画を進める環境の推進

市民アンケート調査では、女性のうち3割程度が結婚や妊娠・出産、介護による退職を経験しており、家庭内の役割分担では日常的な家事や育児、家族の看病や介護は「主に妻」となっている割合が高くなっていることから、家庭の負担は女性、仕事の負担は男性に偏っていると考えられます。仕事と家庭双方において男女共同参画を推進するためには、性別にかかわらず仕事と家庭の両立が可能となるよう支援することが重要です。

近年、全国的に共働きの家庭が増える中で、今後は高齢化の進展とともに介護と仕事を両立するケースも増えていくことが推測されます。男女ともに子育てや介護をしながらキャリアを継続できるよう、サービスの充実及び周知を図ることが求められます。

施策の方向

子育て・介護等支援施策と連携し、ライフステージの変化に応じたキャリア形成が可能となるよう、福祉サービスや就業支援の充実に取り組みます。

主要課題 1

子育て支援施策等の充実

取組内容	担当課
<p>○ワーク・ライフ・バランスの確立を目指し、「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民、事業者、行政等関係機関が協働して、地域で子育てを支援する施策の充実に努めます。</p> <p>○保護者のニーズに対応できるよう、人員確保や保育サービスの質の向上に取り組み、支援体制の充実に図ります。</p>	子育て支援課
○「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育園や認定こども園における延長保育や一時預かり事業、幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）、放課後児童クラブ（学童保育）、ちびっこプラザにおけるニーズに対応したイベントの実施等の子ども・子育て支援事業の充実に図ります。	子育て支援課 子育て支援センター
○「子ども・子育て支援事業」の充実に向けて、保育教諭等の就労環境の整備や、研修会への参加を促進し、教育・保育の質的向上を図ります。	子育て支援課
○複雑・多様化する子育てに関する相談に対応するため、妊娠初期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要に応じて支援につなぐ伴走型相談支援を実施するとともに、相談事業の周知に努めます。	子育て支援課 健康推進課 社会福祉課
<p>○「病児・病後児保育施設」や「ファミリー・サポート・センター^注事業」、「地域子育て支援拠点事業」の周知に努めるとともに、子育てサービス支援の充実に図ります。</p> <p>○子どもはぐくみ医療費助成事業において疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。</p>	子育て支援課 子育て支援センター
○「吉野川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、仕事と介護を両立できるよう、家族介護者の負担軽減に向けた適切な在宅サービスの提供に努めます。	長寿いきがい課

主要課題 2

女性の就業支援の促進

取組内容	担当課
<p>○子育てや介護等で、一時仕事を中断した女性の再就職を目指す再チャレンジへの支援等、市の広報紙やホームページの活用をはじめ、関係機関と連携し、情報提供や制度の周知・啓発に努めます。</p> <p>○女性の退職の要因を分析し、働く意思を持つ女性が長く活躍できる環境づくりに努めます。</p>	人権課 商工観光課
○女性が自分の経験や専門性を発揮してチャレンジできるよう、創業支援の取組や県の起業塾に関する情報提供を行い、起業を支援します。	商工観光課

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくろう

6 あらゆる暴力の根絶(DV防止市町村基本計画)

市民アンケート調査では、DV被害を「受けたことがある」人は、男性が0.6%、女性が5.5%となっています。DVを受けたことのある人のうち、「どこにも相談しなかった」人は3割程度となっており、その理由として「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかったから」の割合が他の理由と比較して高くなっています。前回調査と比較すると、DVに関する相談窓口の認知度は高くなっている一方で、「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかったから」の割合は減っていない状況です。家庭や地域、学校等における暴力防止のための教育の充実、DV防止のための広報・啓発の強化等加害及び被害防止に努めるほか、相談体制の充実及び相談窓口の周知、被害者支援の充実に取り組むことで、支援を必要とする人を確実に支援につなげる仕組みをつくることが重要です。

中学生アンケート調査では、各種ハラスメントに関する経験等について、「メールやSNSなどの返信が遅いと怒る」「友人とのつきあいを制限する」において、自分の周りで「見聞きしたことがある」の割合が比較的高くなっています。デートDVや虐待等の問題に関しても、子どもの頃からの人権教育と併せて、様々な機会を通じた意識啓発が必要です。

施策の方向

DV、デートDV、虐待等、あらゆる暴力の防止に向けて広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、家庭や地域、学校等における暴力防止のための教育の機会を充実します。

主要課題 1

DV、デートDV、児童虐待などの暴力の根絶

取組内容	担当課
<p>○あらゆる暴力の根絶に向けて、市の広報紙やパネル展示、講演会の開催による啓発に取り組むとともに、人権に関する集会等で啓発グッズを配布するなど、関係機関との連携を強化し、様々な機会を通じてDV防止対策を推進します。</p> <p>○デートDVやストーカー行為について、被害者にも加害者にもならないよう、予防教育及び啓発に努めます。</p> <p>○職場や地域等におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止するための啓発活動を行います。</p>	<p>人権課 子ども相談室</p>
<p>○関係機関との連携を強化し、スクールガードや交通指導員、青少年補導センターによる防犯パトロール活動及び交通安全に関する啓発活動など、安心・安全なまちづくりを推進します。また、地域のイベントの際には特別街頭指導を行い、トラブルの未然防止に努めます。</p> <p>○児童・生徒の防犯意識と行動力の育成に向けて、効果的な教材開発と地域の人材活用を促進しながら、不審者対応・誘拐防止教室等の取組を実施します。</p>	<p>生活あんしん課 学校教育課</p>
<p>○関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に向けた啓発を推進するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応や関係者間での定期的な情報共有に努めます。</p> <p>○虐待の背景として複合的な課題を抱えているケースも少なくないことから、定期的に「要保護児童対策地域協議会実務者会議」を開催し、複雑・多様化している問題を抱える児童・生徒とその保護者へ支援が行き渡るよう支援体制の充実を図ります。</p>	<p>健康推進課 子ども相談室 学校教育課</p>

主要課題 2

きめ細やかな相談支援体制の充実

取組内容	担当課
<p>○関係機関との連携を強化し、DV被害者に対する相談支援体制や相談しやすい窓口の整備を図ります。</p> <p>○個々の状況に応じたDV被害者の保護及び継続的な自立支援について、県や関係機関とも連携し充実を図ります。また、分野を超えた様々な福祉施策を活用し、被害者の自立支援に努めます。</p>	<p>人権課 子ども相談室</p>
<p>○市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用して、DVの相談窓口に関する情報提供の充実に努めます。また、必要とする人へ確実に情報を届けられるよう、アプリやSNS等も活用したプッシュ型の情報発信など、幅広い情報発信手段の活用について検討を進めます。</p> <p>○関係機関との連携を強化し、専門的知識を有する相談員の確保及び育成に努め、相談機能の充実を図ります。</p>	<p>人権課 子ども相談室</p>
<p>○「吉野川市男女共同参画推進条例」第14条に規定する相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な対応に努めるとともに市民を対象とした啓発活動等を実施します。</p>	<p>人権課</p>

7 生涯を通じた心身の充実

本市では、2024(令和6)年3月に策定した「健康よしのがわ21(第3次)」に基づき、市民の心身の健康づくりと様々な疾病予防対策及び母子保健事業等を推進しています。

男女が共に、生涯にわたる心身の健康を保持するために、各種健診(検診)や予防対策を充実させるとともに、相談体制の強化に取り組むことが重要です。また、女性のライフステージに応じた心と身体の健康づくりを総合的に支援していく取組が必要です。

施策の方向

生涯にわたって、男女が共に健康な生活を続けられるよう、ライフステージに応じた、また性差に配慮した心身の健康の保持・増進の支援に取り組めます。

主要課題 1

ライフステージに応じた健康支援体制の充実

取組内容	担当課
○「健康よしのがわ21」に基づき、性別にかかわらず、誰もが生涯にわたり心身共に健康に過ごせるよう、健診（検診）の周知をはじめ、受診勧奨・健康相談・健康教育等、ライフステージに応じた総合的な健康づくりの支援に努めます。	総務課 健康推進課
○「吉野川市食育推進計画」に基づき、関係機関との連携を強化し、ライフステージに応じた「食」に関する正しい知識の普及と、「食」を選択する力を身に付ける食育を推進するとともに、様々な機会を通じて啓発を推進します。	健康推進課 長寿いきがい課 子育て支援課 農林業振興課 給食センター
○市の広報紙や学校便り、県のリーフレットによる啓発をはじめ、薬物乱用防止教室の実施など、児童・生徒に対する薬物乱用防止教育の充実を図ります。	健康推進課 学校教育課
○女性の妊娠・出産にかかわる機能を尊重し、女性が自分の身体について主体的に受け止め、自己決定権を持つ「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」についての啓発に努めます。	人権課
○児童・生徒の発達段階に応じた、性に関する個別指導、全体指導に取り組みます。 ○思春期における心や身体、性に関する悩みについて安心して相談できるよう、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師等による相談活動を行うとともに、県教育委員会や保健所、大学等関係機関と連携し、ケース会議や講演会等の実施に努めます。	健康推進課 学校教育課
○HIV/エイズや性感染症について、ホームページ等を活用した情報提供及び正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課

主要課題 2

母子保健対策の充実

取組内容	担当課
○母子手帳交付時や妊婦相談 ^注 等の機会を通じて、喫煙や飲酒が及ぼす健康被害や性感染症等についての情報提供や啓発を行うとともに、総合的な母子保健事業を推進します。	健康推進課
○女性が妊娠中・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、関係機関との連携を強化し、市の広報紙やホームページ等を通じて、関係制度の周知徹底を図ります。	健康推進課
○安心・安全に子どもを産み、育てることができるよう、小児科・産科医療体制の確保や周知、訪問や相談、健診内容の充実を図ります。また、父親が参加しやすい母子健康事業の提供に努めます。	健康推進課

8 安心できる福祉の環境づくり

本市の高齢化率は年々上昇し、2020(令和2)年には約4割にのぼっています。市民アンケート調査では、家庭内の仕事の分担の中で「家族の介護や看護」については、「主に妻」が担っているとする回答が多くなっており、介護等の負担が要介護者の家族や女性に集中することがないよう支援の充実が求められます。

近年は新型コロナ禍を契機に貧困問題への関心が全国的に高まっており、特に女性については非正規雇用も多いことから困難を抱えやすい状況となっていることが指摘されています。こうした状況を受け、国では困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)が制定されました。

今後、地域で支え合う福祉環境づくりに向けては、高齢者や障がいのある人等に対する公的な支援サービスの充実、生活に困難を抱える世帯や複合的な課題への対応など、性別等に関わらず誰もが地域で自分らしく暮らせるための支援が必要です。

施策の方向

地域における、高齢者や障がい者、生活困難世帯など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、地域福祉計画に基づく見守りや支援活動を促進します。

主要課題 1

地域福祉の推進

取組内容	担当課
○「吉野川市地域福祉計画」に基づき、複合的な課題の顕在化や支援ニーズの多様化が進む中で、行政だけでは解決が難しい課題に対して市民自らが参画し、解決を目指す機運が高められるよう、地域福祉の総合的な促進や支え合い活動の支援に取り組めます。	健康推進課 長寿いきがい課 社会福祉課 子育て支援課 子育て支援センター 子ども相談室
○市民の自発的な活動の活性化に向けて、地域福祉活動への積極的な参加の促進をはじめ、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成や参加しやすい環境づくりに取り組めます。	社会福祉課 子育て支援センター
○市国際交流協会の協力を得て、日本語教室・日本語サロン・英会話教室等の開催や、外国人の児童・生徒を対象とした学習支援を行います。また、多文化共生社会の実現に向けたコミュニケーションの場づくりに努め、市の広報紙やホームページを活用して関連情報を発信します。	学校教育課 生涯学習課

主要課題 2

きめ細やかな生活支援の充実

取組内容	担当課
○ひとり親家庭の自立促進に向けて、相談支援体制の充実及び相談員のスキル向上を図るとともに、関係機関と連携し家庭の状況に応じた子育てや就業などの支援を行います。	子ども相談室
○高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らせるよう、「吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、「地域包括ケアシステム」の深化・推進をはじめ、様々な生活支援や権利擁護の推進等に取り組めます。また、介護に対して、性別に関係なく協力して共に担うことができるよう「高齢者の生きがいと健康づくり」「介護予防サポーター育成」「認知症サポーター養成」「高齢者虐待防止の実態把握対応」などの推進に努めます。	長寿いきがい課
○障がいのある人が住み慣れた地域で自分の生き方を主体的に選択することができるよう、「吉野川市障がい者計画」等に基づき、社会参加の支援、権利擁護の推進等に取り組めます。窓口対応では、気軽に相談しやすい雰囲気づくりに努めるほか、点字書や実物投影機、筆談用ボード、手話通訳者（士）等の設置、色覚障がい者に配慮した表示等、パンフレットを各庁舎の窓口に設置するなど、障がい特性に応じた情報発信に努めます。	社会福祉課

取組内容	担当課
<p>○身体的な問題や経済的な問題など、性差によって様々な困難を抱える女性に対し、相談及び困難の解消に向けたサポートを行います。また、困難を抱えており孤独・孤立の状況に置かれている女性については、関係機関との連携のもとアウトリーチの支援に努めます。</p> <p>○生理の貧困など女性特有の困難に対して、関係機関と連携して支援を行います。</p>	<p>社会福祉課 人権課</p>
<p>○「吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について、利用したいと思う人が利用できるよう周知を図ります。</p> <p>○市の申請書等の公文書について、性別記載欄の削除または記載の配慮に努めます。</p> <p>○性的マイノリティであることに起因する悩みについて、「LGBTQ電話相談」や「LGBTQコミュニティスペース」を実施し、当事者や支援者同士の交流機会を確保することで悩みの解消を図ります。</p> <p>○学校と関係機関との連携により、性的マイノリティの子どもたちが安心して相談できる体制の整備を進めます。</p>	<p>人権課 全庁 学校教育課</p>

9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

市民アンケート調査では、地域活動へは4割近くが「参加していない」と回答しており、特に40歳未満の若い世代では6割以上が参加していない状況となっています。男女別の参加状況を見ると、女性は男性と比較して「PTA、子ども会など」、男性は女性と比較して「防災・防犯活動など」へ参加している割合が高くなっています。

少子高齢化が進む中で、一人暮らし高齢者の見守りや地域ぐるみの子育て、災害時の助け合いなど、地域の支え合いの重要性が高まっています。年齢や性別、仕事や家事等で多忙な人などあらゆる人が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めることで、多様な視点を生かして地域のニーズに対応することが求められます。

施策の方向

地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、地域活動のあらゆる分野で男女共同参画を推進し、多様な視点を生かしたまちづくりを進めます。

主要課題 1

地域活動における男女共同参画の推進

取組内容	担当課
○ボランティアやNPO団体など、地域活動団体との連携を強化し、誰もが参加しやすい地域活動を促進するとともに、様々な啓発の機会を通じて男女共同参画についての理解を促進します。	生活あんしん課 人権課 生涯学習課
○地域活動の方針決定過程の場に、性別にかかわらず誰もが参画できるよう、様々な学習機会の充実を図り啓発に努めます。	生活あんしん課 人権課 生涯学習課
○地域の文化や産業等あらゆる分野で、女性の視点を取り入れた、協働の地域おこしやまちづくり活動の促進に努めます。	農林業振興課 商工観光課 生涯学習課
○自治会、婦人会、老人会、PTAなど、地域での様々な活動の場において、社会通念やしきたり・慣習にとらわれず、お互いが協力して進めることができるよう、啓発に努めます。 ○地域の支援ニーズの多様化が進んでいることを踏まえ、様々な視点を生かした支え合いを推進するため、性別・年齢等にかかわらず誰もが地域活動に参画できるよう環境づくりを進めます。	全庁 生活あんしん課 人権課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課

主要課題 2

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

取組内容	担当課
○女性の視点を取り入れた地域の自主防災活動の普及・啓発に努めるとともに、自主防災組織の意思決定過程への女性の参画を促し、多様なニーズに対応できる地域防災力の向上を目指します。	防災対策課
○男女双方の視点を考慮した「吉野川市地域防災計画」において、多様なニーズに対応できる防災対策に取り組み、防災分野における男女共同参画を推進します。 ○被災時の避難所運営等における女性の参画を推進し、性差や性的マイノリティに配慮した避難所運営ができるよう取組を進めます。	防災対策課
○赤十字奉仕団を核とした定期的な炊き出し訓練等を行い、防災意識の向上や迅速な対応に努めます。	社会福祉課

第7章 計画の推進

1 庁内推進体制の強化

男女共同参画に係る施策は広範囲に及ぶことから、全庁的な推進体制が必要です。全ての職員が男女共同参画社会の意義を理解し、共に働きやすい職場づくりに積極的に取り組み、庁内組織の充実・強化を図り、本計画を着実に推進します。

2 参画と協働による推進

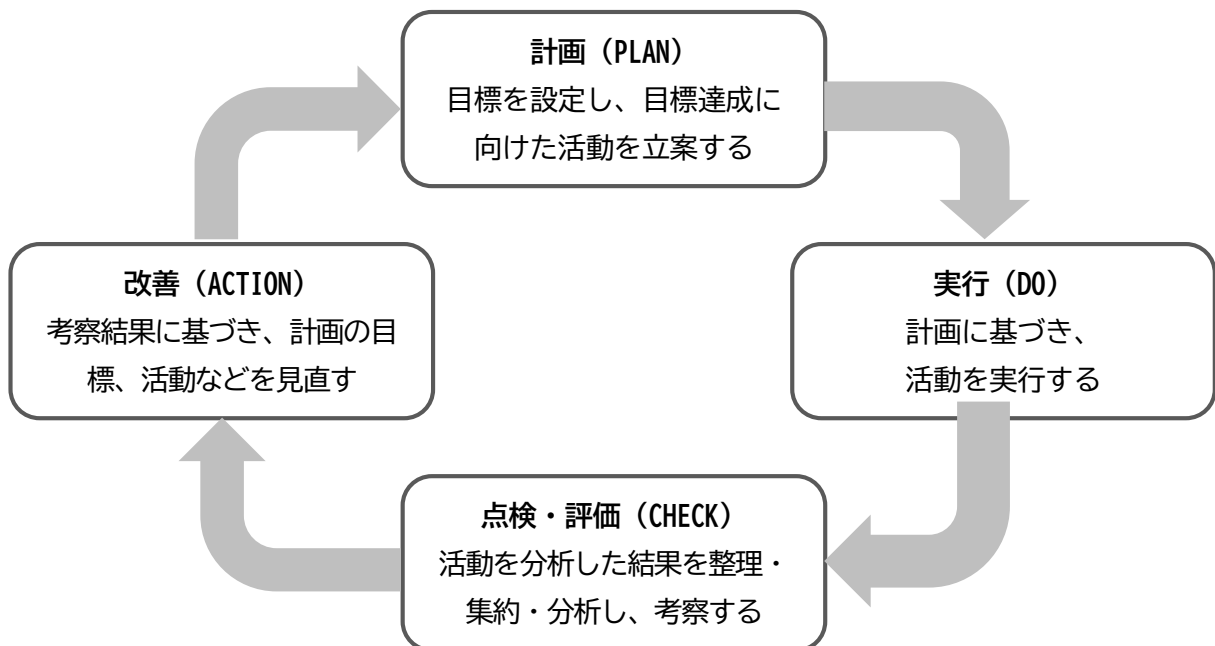
市民に広く本計画の内容を周知し、意識の醸成に努めます。市民・自治会・企業・行政等が緊密に連携し、それぞれの特徴を生かしたアイデアを出し合い協働することにより全市的な活動展開を目指します。

3 計画の進行管理

PDCAサイクルの考えに基づき定期的に点検・評価をし、計画の進行管理を行います。

また、市民等を対象としたアンケート調査を定期的の実施し、市民の意見や提案を本計画に反映するよう配慮します。

【PDCAサイクルのプロセスのイメージ】



4 数値目標

	指標項目	前回策定時の 現状値 (2018)	現状値 (2023)	目標値
1	【市民】社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	10.9%	12.7%	20.0%
2	【中学生】「男女共同参画社会」を「内容まで知っている」割合	6.2%	9.9%	増やす
3	人権啓発推進をテーマとした研修会や講演会の開催	30回 (H29)	19回	30回
4	【市民】学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	52.9%	50.4%	80.0%
5	【中学生】学校生活における平等意識 「学校生活(授業・部活動等)」における男女の平等感について「平等」とする中学生の割合	59.0%	64.4%	100.0%
6	社会教育委員への女性の登用推進	31.0%	28.6%	35.0%
7	市の審議会等での女性委員の占める割合	31.5%	32.9%	40.0%
8	市の管理的職務従事者における女性の割合	16.0%	20.0%	25.0%
9	【市民】職場における平等意識 「職場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	23.2%	25.6%	35.0%
10	【事業所】女性管理職がいない事業所の割合	32.5%	45.9% (28/61)	減らす
11	家族経営協定の締結数	4.8% (4/82)	10.4%	20.0%
12	男性市職員の育児休業取得率	0.0% (H29)	0.0%	5.0%
13	認定こども園・保育所・その他の施設における一時預かり事業	9か所	7か所	全施設
14	市内における放課後児童クラブ(学童保育)で待機児童がいる地区	0か所	0か所	維持
15	自治会長の女性の割合	12.0%	12.3%	20.0%
16	防災に関する会議の女性委員の割合	0.0%	4.4%	20.0%
17	【市民】DV被害について「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかった」割合	15.8%	24.0%	減らす
18	【市民】DVに関する相談窓口の認知度	55.2%	63.1%	75.0%
19	虐待のおそれがある児童数	77人	27人	減らす